

○相模原市行政組織及び事務分掌規則

平成19年3月30日

規則第66号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 本庁機関(第2条—第11条)
- 第3章 行政機関(第12条—第15条)
- 第4章 出先機関(第16条—第38条)
- 第5章 会計課(第39条)
- 第6章 雑則(第40条—第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市長、会計管理者等の権限に属する事務を処理する行政組織及び事務分掌について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 本庁機関

(組織)

第2条 この規則に別段の定めがあるものを除くほか、相模原市行政組織条例(平成18年相模原市条例第59号)に規定する公室及び局に、次のとおり部、課、センター、所及び室を置く。

(1) 市長公室

政策部	政策課
	マーケティング課
	経営監理課
	広域行政課
	広聴課
	観光政策課
秘書課	
シティプロモーション戦略課	ふるさと納税推進室

広報課
みんなのSDGs推進課
基地対策課
DX推進課

(2) 総務局

総務法制課	
コンプライアンス推進課	
情報公開・文書管理課	
人事・給与課	
人材育成課	働きがい向上推進室
職員厚生課	

(3) 財政局

財政部	財政課
	アセットマネジメント推進課
	管財課
	契約課
	公共建築課
税制・債権対策課	
納税課	
市民税課	
資産税課	

(4) 危機管理局

危機管理統括部

(5) 市民局

区政推進課	マイナンバーカード普及促進室
市民協働推進課	
交通・地域安全課	
斎場管理課	

新斎場整備課
人権・男女共同参画課
国際課
スポーツ推進課
スポーツ施設課
文化振興課

(6) 健康福祉局

健康福祉総務課		
地域包括ケア推進部	地域包括ケア推進課	在宅医療・介護連携支援センター
	福祉基盤課	指導監査室
	高齢・障害者福祉課	
	高齢・障害者支援課	
	精神保健福祉課	
	精神保健福祉センター	
	障害者更生相談所	
	介護保険課	
	中央高齢・障害者相談課	
生活福祉部	生活福祉課	
	中央生活支援課	
	国保年金課	
保健衛生部	地域保健課	
	医療政策課	地域医療対策室

(7) こども・若者未来局

こども・若者政策課
放課後児童対策課
こども施設課
保育課

子育て給付課		
こども家庭支援部	こども家庭課	
	中央子育て支援センター	

(8) 環境経済局

経済部	地域経済政策課	
	産業支援・雇用対策課	
	創業支援・企業誘致推進課	
	農政課	
環境部	ゼロカーボン推進課	
	環境保全課	
	水みどり環境課	
	公園課	
	廃棄物政策課	
	資源循環推進課	ごみ減量PR室
	廃棄物指導課	
	清掃施設課	

(9) 都市建設局

都市建設総務課		
技術監理課		
麻溝台・新磯野まちづくり課		
麻溝台・新磯野区画整理事務所		
リニアまちづくり課		
リニア拠点整備事務所		
相模原駅周辺まちづくり課		
まちづくり推進部	都市計画課	地籍調査室
	建築政策課	
	交通政策課	
	開発調整課	

	建築審査課
	住宅課
	都市整備課
道路部	道路計画課
	路政課
	道路整備課
	特定路線整備課
	河川課
	用地・補償課
	中央土木事務所
下水道部	下水道経営課
	下水道料金課
	下水道保全課
	下水道整備課

(一部改正〔平成２０年規則２６号・２１年３４号・２２年２２号・２３年１０号・２４年１１号・２５年２４号・２６年１７号・２７年８８号・２８年１５号・２９年１８号・３０年１０号・令和２年１７号・９９号・３年１６号・４年６号・５年８号・６年９号・７年１２号・８年１１号〕)

(市長公室)

第３条 市長公室における課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

政策課

- (１) 重要政策の立案及び調整に関すること。
- (２) 行政施策の企画及び調整に関すること。
- (３) 総合計画に関すること。
- (４) 庁議に関すること。
- (５) プロジェクトチームに関すること。
- (６) 都市政策の調査研究に関すること(マーケティング課の主管に属するものを除く。)
- (７) 相模原市総合計画審議会に関すること。

- (8) まち・ひと・しごと創生に係る地方人口ビジョン及び地方版総合戦略に関すること。
- (9) 相模原市まち・ひと・しごと創生基金の運用管理に関すること。
- (10) 少子化対策及び中山間地域対策の分野横断的な取組に関すること。
- (11) マイナンバー制度等の総括に関すること。
- (12) 公室の重要事務事業の進行管理に関すること。
- (13) 公室の組織及び職員定数の調整に関すること。
- (14) 公室の予算及び決算に関すること。
- (15) 公室職員の人事に関すること。
- (16) 公室の内部統制に関すること。
- (17) 公室の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。
- (18) 公室内及び政策部内の総合調整に関すること。

マーケティング課

- (1) EBPM(証拠に基づく政策立案をいう。)の推進に関すること。
- (2) 各種統計データの利活用の推進に関すること。
- (3) 統計に係る調査及び資料収集に関すること。
- (4) 統計書等の編集発行に関すること。
- (5) 都市政策の調査研究に関すること(政策課の主管に属するものを除く。)

経営監理課

- (1) 都市経営及び行政改革の推進に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 事務能率に係る調査研究及び指導に関すること。
- (4) 事務改善及び提案制度の総括に関すること。
- (5) 外郭団体の総合調整等に関すること。
- (6) 地方独立行政法人に関すること。
- (7) 公室の行政評価の総括に関すること。
- (8) 公室の事務改善及び提案制度に関すること。
- (9) 相模原市経営評価委員会に関すること。

(10) 相模原市外郭団体経営検討委員会に関する事。

(11) 相模原市大規模事業評価委員会に関する事。

広域行政課

(1) 大都市制度及び広域地方自治制度の調査研究に関する事。

(2) 指定都市市長会に関する事。

(3) 九都県市首脳会議等に関する事。

(4) 業務核都市に関する事。

(5) 首都圏広域地方計画に関する事。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、都市の広域的な連携に係る総合調整に関する事。

(7) 地方分権に関する事。

広聴課

(1) 広聴の企画及び調整に関する事。

(2) わたしの提案、要望等に関する事。

(3) タウンミーティングに関する事。

(4) 市政モニターに関する事。

(5) 市民の意識調査に関する事。

(6) コールセンターに関する事。

観光政策課

(1) 観光に係る総合的な企画及び調整に関する事。

(2) 観光施策の推進に関する事。

(3) 観光施設の整備及び管理に関する事。

(4) 相模原市観光協会に関する事。

(5) 観光関係団体の指導及び連絡調整に関する事。

(6) 相模原市観光振興審議会に関する事。

秘書課

(1) 市長及び副市長の秘書に関する事。

(2) 交際及び儀式に関する事。

(3) 褒賞及び表彰(職員表彰を除く。)に関する事。

- (4) 市長会に関すること。
- (5) 相模原市表彰審査委員会に関すること。
- (6) 事務の引継ぎ(特別職の事務の引継ぎに限る。)に関すること。

シティプロモーション戦略課

- (1) シティプロモーションに係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) シティプロモーションに資する情報発信に関すること。
- (3) シビックプライドを高めるための取組の推進に関すること。
- (4) 銀河連邦に関すること。
- (5) 宇宙のまちの推進に関すること。
- (6) メディア戦略に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (7) 撮影推進施策に関すること。
- (8) ふるさと納税の推進に関すること。

広報課

- (1) 市政の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報の企画及び調整に関すること。
- (3) 広報刊行物の編集発行に関すること。
- (4) 視聴覚広報に関すること。
- (5) 報道機関との連絡調整に関すること。

みんなのSDGs推進課

- (1) SDGsの普及啓発に関すること。
- (2) SDGsの推進に係る企業・団体等との連携に関すること。
- (3) SDGsの庁内推進体制に関すること。

基地対策課

- (1) 防衛提供施設の返還及び跡地利用の促進に関すること。
- (2) 防衛提供施設周辺の生活環境整備に関すること。
- (3) 在日米軍及び防衛提供施設に係る連絡調整に関すること。
- (4) 基地関係交付金に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基地対策に関すること。

DX推進課

- (1) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の総合的な企画及び調整に関すること。
 - (2) 情報化に係る計画に関すること。
 - (3) 情報セキュリティに関すること。
 - (4) 情報システムの企画、開発及び運用並びにその監理、適正化及び支援に関すること。
 - (5) 情報システム基盤の整備及び維持管理に関すること。
 - (6) 通信事業に係る連絡調整に関すること。
- (一部改正〔平成21年規則34号〕、全部改正〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和3年規則16号・100号・4年6号・6年9号・7年12号・8年11号〕)

(総務局)

第4条 総務局における課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務法制課

- (1) 条例、規則等諸規程の制定及び改廃、公告式並びに令達に関すること。
- (2) 議会の招集及び議会との連絡に関すること。
- (3) 議案等の審査に関すること。
- (4) 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び消防局との連絡に関すること。
- (5) 市の境界に関すること。
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5に規定する新たに生じた土地の確認に関すること。
- (7) 行政手続に係る調整に関すること。
- (8) 審査請求の審理に係る調整に関すること。
- (9) 相模原市行政不服審査会に関すること。
- (10) 訴訟、和解及び調停に関すること。
- (11) 顧問弁護士に関すること。
- (12) 相模原市まち・みどり公社に関すること(緑化推進事業に関するものを除く。)

- (13) 局の重要事務事業の進行管理に関すること。
- (14) 局の行政評価の総括に関すること。
- (15) 局の事務改善及び提案制度に関すること。
- (16) 局の予算及び決算に関すること。
- (17) 局の内部統制に関すること。
- (18) 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。
- (19) 局内の総合調整に関すること。

コンプライアンス推進課

- (1) 公正な行政執行の推進並びに法令遵守体制の確立に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 外部監査に関すること(外部監査人の選任に係る事務及び外部監査結果に基づく措置状況の監査委員への通知に係る事務に限る。)
- (3) 監査報告に係る調整に関すること。
- (4) 内部監察に関すること。
- (5) 公益通報に関すること。
- (6) 不当要求行為等の対策に係る総合調整及び対応の支援に関すること。
- (7) 職員のハラスメントに係る苦情及び相談に関すること。
- (8) 相模原市コンプライアンス推進委員会に関すること。

情報公開・文書管理課

- (1) 情報公開制度に関すること。
- (2) 公文書の公開に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関すること。
- (4) 行政資料等の保存、利用等に関すること。
- (5) 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会及び相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に関すること。
- (6) 公文書事務の総括に関すること。
- (7) 公文書の管理に関すること。
- (8) 公文書の収受及び発送に関すること。
- (9) 公文書の浄書及び印刷に関すること。

- (10) 公文書の引継ぎ、保存及び廃棄に関すること。
- (11) 公文書の監理に係る点検及び調査に関すること。
- (12) 公印の管理の総括に関すること。
- (13) 公文書館に関すること。

人事・給与課

- (1) 職員の人事、給与、勤務時間その他勤務条件に係る制度の企画及び調整に関すること。
- (2) 特別職の報酬等に関すること。
- (3) 職員の任免、賞罰、服務その他身分に関すること。
- (4) 職員の選考及び試験に関すること(人事委員会の委任を受けた事務に限る。)
- (5) 職員評価に関すること。
- (6) 職員の表彰に関すること。
- (7) 職員の退職管理に関すること。
- (8) 職員の給与その他の給付の決定及び支給に関すること。
- (9) 退職手当調整基金の運用管理に関すること。
- (10) 職員団体との交渉その他の労務に関すること。
- (11) 相模原市特別職報酬等審議会に関すること。
- (12) 行政組織及び定員管理に関すること。
- (13) 権限の委任及び事務分掌に関すること。
- (14) 事務の引継ぎ(特別職の事務の引継ぎを除く。)に関すること。
- (15) 局の組織及び職員定数の調整に関すること。
- (16) 局職員の人事に関すること。
- (17) 人事委員会との連絡に関すること。

人材育成課

- (1) 人材育成に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 職員の研修の計画及び実施に関すること。
- (3) 職場研修の支援及び調整に関すること。
- (4) 職員の自己啓発の促進に関すること。

- (5) 職員が働きやすい環境の整備及び職員の意欲の向上に関すること。

職員厚生課

- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 職員の安全衛生及び健康管理に関すること。
- (3) 職員の公務災害及び通勤災害に関すること。
- (4) 職員会館の維持管理及び秩序保持に関すること。
- (5) 職員共済組合に関すること。
- (6) 職員厚生会に関すること。
- (7) 相模原市公務災害補償等審査会に関すること。
- (8) 地方公務員災害補償基金に関すること。

(全部改正〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成23年規則10号・24年11号・25年24号・26年17号・102号・27年17号・28年15号・31年12号・令和元年10号〕、全部改正〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和3年規則16号・4年6号・5年8号・7年12号〕)

(財政局)

第5条 財政局における課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

財政課

- (1) 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- (2) 決算に係る附属書類の調製に関すること。
- (3) 長期財政収支に関すること。
- (4) 財政状況の公表に関すること。
- (5) 財政制度の調査研究に関すること。
- (6) 債務負担行為の管理に関すること。
- (7) 地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金に関すること。
- (8) 地方交付税に関すること。
- (9) 宝くじに関すること。
- (10) 市債に関すること。
- (11) 市町村振興資金貸付金及び自治基盤強化総合補助金に関すること。

- (12) 財政調整基金、土地取得基金、減債基金、寄附金積立基金及び相模川ダム周辺地域振興基金の運用管理に関する事。
- (13) 資金運用及び一時借入金に関する事。
- (14) 基金の取りまとめに関する事。
- (15) 税外諸収入金の返還及び還付に関する事。
- (16) 寄附の受納の総合調整に関する事。
- (17) 局の重要事務事業の進行管理に関する事。
- (18) 局の組織及び職員定数の調整に関する事。
- (19) 局の行政評価の総括に関する事。
- (20) 局の事務改善及び提案制度に関する事。
- (21) 局の予算及び決算に関する事。
- (22) 局職員の人事に関する事。
- (23) 局の内部統制に関する事。
- (24) 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関する事。
- (25) 局内及び財政部内の総合調整に関する事。

アセットマネジメント推進課

- (1) 公共施設マネジメントの推進に関する事。
- (2) 公共施設保全等基金の運用管理に関する事。
- (3) 資産活用の推進に関する事。
- (4) 公共施設の整備・活用に係る公民連携事業の推進に関する事。

管財課

- (1) 市有財産管理事務の総括に関する事。
- (2) 公共用地の取得に係る価格に関する事。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (4) 市有財産の登記及び損害保険に関する事。
- (5) 地価公示に関する事。
- (6) 相模原市不動産評価委員会に関する事。
- (7) 庁舎管理事務の総括に関する事。
- (8) 本庁舎の維持管理及び秩序保持に関する事。

- (9) 案内業務及び庁内放送に関すること。
- (1 0) 電話交換に関すること。
- (1 1) 本庁舎の事務室等の配置に関すること。
- (1 2) 本庁舎の建設に関すること。
- (1 3) 庁用自動車(南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、相模台収集事務所及び津久井クリーンセンターが所管する車両並びに消防局が所管する車両を除く。)の安全管理に関すること。
- (1 4) 庁用自動車による事故の処理に係る指導及び助言並びに賠償額の調整に関すること。
- (1 5) 庁用自動車(指定車を除く。)の運行管理及び車両管理に関すること。

契約課

- (1) 工事請負契約並びに測量、地質調査及び設計監理の委託契約に関すること。
- (2) 工事用資材等の供給契約に関すること。
- (3) 物品の購入契約及び検収に関すること。
- (4) 契約業者の登録及び指定に関すること。
- (5) 備品の総括管理に関すること。
- (6) 物品の出納及び保管に関すること。
- (7) 用品調達基金の運用管理に関すること。
- (8) 特定調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 契約に係る調査及び指導に関すること。
- (1 0) 相模原市労働報酬等審議会に関すること。
- (1 1) 相模原市入札監視委員会に関すること。
- (1 2) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し他の部課の主管に属しないこと。

公共建築課

- (1) 市有建築物(廃棄物処理施設、清掃関連施設及び学校施設を除く。次号において同じ。)の営繕に係る調査、設計、積算及び施工監理に関すること。
- (2) 市有建築物の維持保全に係る調査及び検討に関すること。

税制・債権対策課

- (1) 税制度に係る企画に関すること。
- (2) 税制度の調査研究に関すること。
- (3) 税務関係の条例、規則等の調整に関すること。
- (4) 税務関係の歳入予算及び決算に関すること。
- (5) 地方譲与税及び県税交付金に関すること。
- (6) 相模原市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (7) 市税、個人の県民税及び森林環境税(以下「市税等」という。)並びにこれらに伴う徴収金の収納に関すること。
- (8) 市税等に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。
- (9) 市税等の徴収計画並びに徴収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。
- (10) 金銭の給付を目的とする市の権利の管理及び回収対策の総合調整に関すること。
- (11) 市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利の回収事務に係る調査、調整、支援及び指導に関すること。
- (12) 回収事務の引継ぎを受けた市税を除く金銭の給付を目的とする市の権利(次号において「移管債権」という。)の納付督促、滞納処分、強制執行及び徴収の猶予措置に関すること。
- (13) 移管債権(市営住宅の明渡請求が伴うものを含む。)に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関すること。

納税課

- (1) 市税等及びこれらに伴う徴収金の収納に関すること。
- (2) 市税等の収納管理及び督促に関すること。
- (3) 市税等に係る納付督促、滞納処分及び納税の猶予並びに不納欠損処分に関すること。

市民税課

- (1) 個人の市民税及び県民税、森林環境税、法人の市民税、軽自動車税、

市たばこ税、入湯税並びに事業所税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。

(2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。

(3) 市税等に係る諸証明及び公簿等の閲覧に関すること。

資産税課

(1) 固定資産税及び都市計画税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。

(2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。

(3) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。

(4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(5) 特別土地保有税に関すること。

(追加〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成22年規則105号・23年10号・67号・78号・24年11号・80号・85号・120号・25年18号・24号・80号・84号・26年17号・27年17号・28年15号・29年18号・30年10号・31年12号・令和2年17号・3年16号・4年6号・64号・6年9号・7年12号〕)

(危機管理局)

第6条 危機管理局における危機管理統括部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 危機管理に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。

(2) 危機管理に係る計画、地域防災計画及び国民保護計画に関すること。

(3) 相模原市防災会議及び相模原市国民保護協議会に関すること。

(4) 災害に係る応援協定等の総括に関すること。

(5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関すること。

(6) 災害救助基金の運用管理に関すること。

(7) 災害応急用機器、資材等の備蓄及び整備に関すること。

(8) 防災用財産の取得及び管理に関すること。

(9) 自主防災組織に関すること。

(10) 避難場所に関すること。

- (11) 防災意識の普及及び啓発に関すること。
- (12) 区の防災対策に係る連絡及び調整に関すること。
- (13) 危機対策本部、災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置に関すること。
- (14) 災害に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (15) 防災訓練に関すること。
- (16) 防災行政用無線等の災害情報関係施設に関すること。
- (17) 応急対策に係る調査研究及び調整に関すること。
- (18) 局の重要事務事業の進行管理に関すること。
- (19) 局の組織及び職員定数の調整に関すること。
- (20) 局の行政評価の総括に関すること。
- (21) 局の事務改善及び提案制度に関すること。
- (22) 局の予算及び決算に関すること。
- (23) 局職員の人事に関すること。
- (24) 局の内部統制に関すること。
- (25) 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。
- (26) 局内の総合調整に関すること。

(追加〔平成25年規則24号〕、一部改正〔平成28年規則15号・31年45号・令和6年9号・7年12号〕)

(市民局)

第7条 市民局における課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

区政推進課

- (1) 区政の総合調整に関すること。
- (2) 相模原市行政区画等審議会に関すること。
- (3) 市民相談の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 区民課所管事務の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録の総括に関すること。
- (6) おくやみ窓口の総括に関すること。
- (7) 個人番号カードの総括に関すること。

- (8) 公的個人認証の総括に関する事。
- (9) 中長期在留者及び特別永住者に係る住居地の届出の総括に関する事。
- (1 0) 特別永住者証明書の交付等の総括に関する事。
- (1 1) 自動車臨時運行許可の総括に関する事。
- (1 2) 行政相談委員に関する事。
- (1 3) 自衛官及び自衛官候補生募集に関する事。
- (1 4) 住居表示に関する事。
- (1 5) 相模原市住居表示審議会に関する事。
- (1 6) 町名、町界及び地番に関する事。
- (1 7) 局の重要事務事業の進行管理に関する事。
- (1 8) 局の組織及び職員定数の調整に関する事。
- (1 9) 局の行政評価の総括に関する事。
- (2 0) 局の事務改善及び提案制度に関する事。
- (2 1) 局の予算及び決算に関する事。
- (2 2) 局職員の人事に関する事。
- (2 3) 局の内部統制に関する事。
- (2 4) 局の主管に属する処分等に係る審査請求(市民協働推進課の主管に属するものを除く。)並びに住民基本台帳事務、印鑑登録、埋火葬許可及び改葬許可、斎場火葬炉利用承認(身体の一部に係るものを除く。)等に係る審査請求に関する事。
- (2 5) 局内の総合調整に関する事。

市民協働推進課

- (1) 地域活性化及び市民協働の推進に関する事。
- (2) 市民協働推進基本計画に関する事。
- (3) 相模原市市民協働推進審議会に関する事。
- (4) 自治団体の活動支援等に関する事。
- (5) 認可地縁団体の総括に関する事。
- (6) 自治団体等の施設整備支援等に関する事。
- (7) 特定非営利活動法人に関する事。

- (8) 相模原市特定非営利活動法人指定審査会に関する事。
- (9) 市民活動サポート補償制度等に関する事。
- (10) 市民活動サポートセンター事業に関する事。
- (11) 大学との事業連携に関する事。
- (12) 市民・大学交流センターに関する事。
- (13) 相模原・町田大学地域コンソーシアムに関する事。
- (14) 地区まちづくりを考える懇談会に関する事。
- (15) 市民健康文化センターに関する事。
- (16) 区政推進課の主管に属する処分等に係る審査請求及び地縁団体の認可等に係る審査請求に関する事。

交通・地域安全課

- (1) 交通安全対策の調査研究及び調整に関する事。
- (2) 交通安全計画に関する事。
- (3) 交通安全関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) 防犯対策の調査研究及び調整に関する事。
- (5) 防犯灯に関する事。
- (6) 防犯関係団体との連絡調整に関する事。
- (7) 犯罪被害者等の支援に関する事。
- (8) 暴力団排除の推進に関する事。
- (9) 路上喫煙の防止に関する事。
- (10) 落書きの防止に関する事。

斎場管理課

- (1) 火葬需要への対応に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 相模原市営斎場に関する事。

新斎場整備課

- (1) 新斎場の整備に関する事。
- (2) 市道(新斎場の整備に係るものに限る。)の事業調整並びに整備に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。

人権・男女共同参画課

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に関すること。
- (3) 男女共同参画推進センターに関すること。
- (4) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関すること。
- (5) 相模原市男女共同参画審議会に関すること。
- (6) 人権施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (7) 人権擁護委員に関すること。
- (8) 相模原市人権施策審議会及び相模原市人権委員会に関すること。

国際課

- (1) 国際交流、国際化及び多文化共生に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 国際交流基金の運用管理に関すること。
- (3) 外国都市との交流に関すること。
- (4) さがみはら国際交流ラウンジに関すること。
- (5) 国際平和に関すること。

スポーツ推進課

- (1) スポーツ(学校体育を除く。以下この項において同じ。)の推進に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 相模原市スポーツ推進審議会に関すること。
- (3) スポーツを通じた交流の促進に関すること。
- (4) 相模原市スポーツ推進委員に関すること。
- (5) ホームタウンチーム及びホームタウンアスリートに関すること。
- (6) スポーツの指導者の育成に関すること。
- (7) 各種スポーツ大会及び競技会に関すること。
- (8) スポーツ団体の指導及び育成に関すること。
- (9) 相模原市スポーツ協会に関すること。

スポーツ施設課

- (1) スポーツ施設の整備に関すること。
- (2) スポーツ施設等の管理運営及び利用承認等利用に関すること。

- (3) スポーツ施設等の使用料の減免及び還付の決定に関すること。

文化振興課

- (1) 文化芸術の振興に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 相模原市民会館、相模原市文化会館、杜^{もり}のホールはしもと、相模原市民ギャラリー、アートラボはしもと、小田急相模原駅文化交流プラザ及び相模原市立城山文化ホールに関すること。
- (3) 相模原市民文化財団に関すること。
- (4) 美術館の整備等に関すること。
- (5) 美術品等の収集、管理及び展示に関すること(相模原市民ギャラリーの主管に属するものを除く。)
- (6) 美術品等収集基金の運用管理に関すること。
- (7) 文化振興基金の運用管理に関すること。
- (8) 相模原市文化振興審議会に関すること。

(追加〔平成25年規則24号〕、一部改正〔平成26年規則17号・27年17号・125号・28年15号・76号・29年18号・30年10号・31年12号・令和2年17号・82号・3年16号・5年8号・6年9号・7年12号・8年11号〕)

(健康福祉局)

第8条 健康福祉局における課、センター及び所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

健康福祉総務課

- (1) 局の重要事務事業の進行管理に関すること。
- (2) 局の組織及び職員定数の調整に関すること。
- (3) 局の行政評価の総括に関すること。
- (4) 局の事務改善及び提案制度に関すること。
- (5) 局の予算及び決算に関すること。
- (6) 局職員の人事に関すること。
- (7) 局の内部統制に関すること。
- (8) 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。

- (9) 局内の総合調整に関すること。

地域包括ケア推進課

- (1) 地域福祉施策及び地域包括ケアシステムに係る調査研究及び調整に関すること。
- (2) 高齢者福祉及び障害者福祉に係る総合的な政策の調整等に関すること。
- (3) 在宅医療・介護連携に関すること。
- (4) 認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 地域福祉計画に関すること。
- (6) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (7) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関すること。
- (8) 包括的支援体制の整備及び調整に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (9) 福祉のまちづくりに関すること。
- (10) 社会福祉基金の運用管理に関すること。
- (11) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (12) 相模原市地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (13) 基幹的地域包括支援センターに関すること。
- (14) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (15) 介護予防・生活支援サービス事業(介護予防ケアマネジメントに係るものに限る。))に関すること。
- (16) 相模原市社会福祉協議会に関すること。
- (17) 相模原市社会福祉審議会並びに同審議会高齢者福祉等専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会に関すること。
- (18) 相模原市地域福祉推進協議会に関すること。
- (19) 相模原市障害者施策推進協議会に関すること。
- (20) 地域包括ケア推進部内の総合調整に関すること。

福祉基盤課

- (1) 社会福祉法人の認可等に関すること。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定等に関すること。

- (3) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設及び社会福祉事業等に対する指導監査に関すること(こども・若者未来局の主管に属するものを除く。)
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム等の認可、指導等に関すること。
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する事業所及び施設等の指定、指導等に関すること。
- (6) 介護予防・生活支援サービス事業(訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに係るものに限る。)に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業所等の指定、指導等に関すること。
- (8) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児通所支援事業所等の指定、指導等に関すること。
- (9) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の指定移動支援事業所及び指定日中短期入所事業所の指定等に関すること。
- (10) 高齢者及び障害者に対する虐待防止に関すること(介護保険法、老人福祉法及び障害者総合支援法等に規定する事業所等に関するものに限る。)
- (11) 介護保険法等に規定する事業所及び施設の整備に関すること。
- (12) 障害福祉施設等の整備及び運営支援に関すること。
- (13) 福祉人材の確保・定着・育成に関すること。

高齢・障害者福祉課

- (1) 高齢者福祉施策及び障害者福祉施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画に関すること。
- (3) 市民後見人の養成・支援に関すること。
- (4) 高齢者及び障害者の相談支援に関すること。
- (5) 高齢者及び障害者の生活環境に関すること。
- (6) 高齢者及び障害者の権利擁護及び虐待防止に関すること(他の部課の

主管に属するものを除く。)。

- (7) 障害等に対する理解促進に関すること。
- (8) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (9) 高齢者の地域活動の支援に関すること。
- (1 0) 相模原市老人クラブ連合会に関すること。
- (1 1) 市民大学に関すること(あじさい大学コースに係るものに限る。)。
- (1 2) 敬老事業に関すること。
- (1 3) 障害者の就労支援に関すること。
- (1 4) 障害者の文化の振興に関すること。
- (1 5) 市障害者福祉団体等に関すること。
- (1 6) 市民福祉会館に関すること。
- (1 7) 高齢者能力活用施設に関すること。
- (1 8) 高齢者デイサービスセンターに関すること。
- (1 9) ふれあいセンター及び老人福祉センター等(津久井老人福祉センターを除く。)に関すること。
- (2 0) 障害者支援センター松が丘園に関すること。
- (2 1) けやき体育館に関すること。
- (2 2) 障害者デイサービスセンターに関すること。
- (2 3) 地域活動支援センターに関すること。
- (2 4) 視覚障害者情報センターに関すること。
- (2 5) 相模原市シルバー人材センターに関すること。
- (2 6) 相模原市社会福祉事業団に関すること。
- (2 7) 障害者自立支援協議会に関すること。

高齢・障害者支援課

- (1) 高齢者福祉及び障害者福祉に係るサービスの企画及び調整に関すること。
- (2) 地域支援事業に関すること。
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業(シニアサポート活動及び短期集中予防サービスに係るものに限る。)及び一般介護予防事業に関すること。

- (4) 障害者扶養共済制度に関すること。
- (5) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付(育成医療及び精神通院医療を除く。)及び地域生活支援事業(他の部課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)に規定する医療費助成事業(こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に関するものを除く。)に関すること。
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所及び障害児入所に係る給付費(他の部課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (8) 障害児者の援護に関すること。
- (9) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等に関すること(緑高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課及び南高齢・障害者相談課の主管に属するものを除く。))。
- (10) 重度障害者等福祉手当に関すること。
- (11) 在日外国人障害者等福祉給付金に関すること。
- (12) 障害支援区分認定調査に関すること。
- (13) 相模原市障害支援区分判定等審査会に関すること。
- (14) 相模原市福祉有償運送運営協議会に関すること。

精神保健福祉課

- (1) 精神保健福祉施策に係る調査研究、調整等に関すること。
- (2) 精神障害者の社会参加促進に関すること。
- (3) 自立支援医療(精神通院医療に限る。)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
- (4) 精神科医療援護に関すること。
- (5) 相模原市精神保健福祉審議会に関すること。
- (6) 相模原市自殺対策協議会に関すること。
- (7) 自殺総合対策の推進のための行動計画に関すること。
- (8) 精神科病院の指導等に関すること。
- (9) 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療に

限る。)の指定に関すること。

(10) 精神障害者の救急医療に関すること。

(11) 措置入院者等の退院後支援に関すること。

精神保健福祉センター

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及、調査研究及び地域支援に関すること。

(2) 精神保健福祉相談及び保健指導に関すること。

(3) 精神障害者の社会参加促進に関すること。

(4) ひきこもり支援ステーションに関すること。

(5) 自立支援医療(精神通院医療に限る。)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付に係る判定に関すること。

(6) 相模原市精神医療審査会に関すること。

障害者更生相談所

(1) 相模原市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する医師の指定及び障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療に限る。)の指定に関すること。

(3) 身体障害者手帳及び療育手帳の交付等に関すること。

介護保険課

(1) 介護保険事業の調査研究及び調整に関すること。

(2) 介護保険事業計画に関すること。

(3) 被保険者資格の管理及び被保険者証の交付に関すること。

(4) 要介護認定及び要支援認定に関すること。

(5) 相模原市介護認定審査会に関すること。

(6) 介護保険料に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。

(7) 介護保険料に係る徴収及び収納管理に関すること。

(8) 介護給付、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る給付に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)

(9) 介護保険給付費等支払準備基金の運用管理に関すること。

(10) 介護給付の適正化に関すること。

中央高齢・障害者相談課

(1) 高齢者福祉及び障害者福祉に係る相談、各種申請受付及びサービスに関すること。

(2) 地域包括ケアの支援に関すること。

(3) 地域包括支援センターの支援に関すること。

(4) 認知症の相談及び支援に関すること。

(5) 高齢者及び障害者の権利擁護及び虐待防止に関すること(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定する養護者に関するものに限る。)

(6) 老人福祉施設入所措置費の支払、入所費用の決定及び徴収等に関すること。

(7) 介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の実施に関すること。

(8) 介護保険に係る各種申請受付等に関すること。

(9) 居宅(介護予防)サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関すること。

(10) 地域密着型サービスに係る運営推進会議に関すること。

(11) 後期高齢者医療に係る資格確認書等の交付申請書及び療養費、高額療養費等の支給申請書の受付に関すること。

(12) 相模原市高齢者入所判定委員会に関すること。

(13) 障害者に対する障害福祉サービス費等、相談支援給付費等及び補装具費の支給の決定に関すること。

(14) 障害者に対する地域生活支援事業の支給の決定に関すること。

(15) 自立支援医療(更生医療に限る。)及び療養介護医療の支給認定に関すること。

(16) 障害児に対する障害児通所給付費等の決定に関すること。

- (17) 重度障害者等福祉手当の決定に関すること。
- (18) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の申請受付に関すること。
- (19) 精神保健福祉相談及び保健指導に関すること。
- (20) 精神障害者の社会参加促進に関すること。
- (21) 精神障害者の地域支援に関すること。
- (22) 精神科医療援護に関すること。

生活福祉課

- (1) 保健福祉サービス及び福祉事務所の総合調整に関すること。
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)その他の福祉関連法令に規定する不利益処分に係る聴聞に関すること。
- (3) 生活困窮者援護施策に係る調査研究及び調整に関すること。
- (4) 包括的支援体制の整備及び調整に関すること(生活福祉部に置かれた課の主管に属するものに限る。)
- (5) 災害時要援護者支援に関すること。
- (6) 災害援護に関すること。
- (7) 再犯防止推進計画に関すること。
- (8) 民生(児童)委員に関すること。
- (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく事務の企画、運営、指導その他生活保護の実施の総括に関すること。
- (10) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく事務の企画、運営その他生活困窮者自立支援の実施に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (12) 中国残留邦人等の支援給付及び支援事業に関すること。
- (13) 戦争犠牲者等の援護に関すること。
- (14) 元軍人、軍属等の恩給事務等に関すること。
- (15) 慰霊塔の管理に関すること。
- (16) 日本赤十字社その他の社会福祉事業団体及び援護団体に関すること。
- (17) 民生委員推薦会に関すること。

(18) 相模原市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関すること。

(19) 生活福祉部内の総合調整に関すること。

中央生活支援課

(1) ホームレスの自立支援の実施に関すること。

(2) 行旅死亡人の取扱いの決定に関すること。

(3) 生活困窮者自立支援法に規定する支援の実施その他同法の施行に関すること。

(4) 包括的支援体制の整備における重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業の実施に関すること。

国保年金課

(1) 国民健康保険事業の調査研究及び企画に関すること。

(2) 国民健康保険事業の実施計画及び特定健康診査等実施計画に関すること。

(3) 国民健康保険事業費納付金に関すること。

(4) 国民健康保険財政調整基金の運用管理に関すること。

(5) 相模原市国民健康保険運営協議会に関すること。

(6) 国民健康保険事業に係る療養の給付、療養費、高額療養費等の支払に関すること。

(7) 国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定に関すること。

(8) 国民健康保険事業に係る一部負担金に関すること。

(9) 国民健康保険事業に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。

(10) 国民健康保険事業に係る特定疾病の認定に関すること。

(11) 国民健康保険事業に係る被保険者資格の認定及び資格確認書等の交付に関すること。

(12) 国民健康保険税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。

(13) 国民年金制度に関すること。

(14) 国民年金事務に関すること。

- (15) 老齢福祉年金事務に関すること。
- (16) 特別障害給付金事務に関すること。
- (17) 年金生活者支援給付金に関すること。
- (18) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく後期高齢者医療事業の調査研究及び調整に関すること。
- (19) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に基づく保険料の徴収、資格確認書等の引渡し等に関すること。

地域保健課

- (1) 保健医療計画に関すること。
- (2) 健康危機管理に関すること。
- (3) 総合保健医療センターの管理に関すること。
- (4) 相模原市保健医療審議会に関すること。
- (5) 災害時の保健医療調整本部に関すること(医療救護に係る連絡調整等に関するものを除く。)
- (6) 保健衛生部内及び保健所内の総合調整に関すること。

医療政策課

- (1) 地域医療に係る総合的な政策の調整に関すること(地域包括ケアシステムに関するものを除く。)
- (2) 急病診療事業に関すること(精神障害者に関するものを除く。)
- (3) 総合的な診療能力を有する医師等の養成事業に関すること。
- (4) 中山間地域の持続可能な医療提供体制の構築に関すること。
- (5) 看護師等の確保対策に関すること。
- (6) 市立診療所及び国民健康保険診療所に関すること。
- (7) 災害時の保健医療調整本部に関すること(医療救護に係る連絡調整等に関するものに限る。)
- (8) 災害時の医療救護に関すること。
- (9) 医療関係団体との連絡調整に関すること。

(一部改正〔平成19年規則149号・20年26号・21年34号・22年22号・105号・124号・23年10号・67号・24年11号・

80号・25年24号・26年17号・102号・123号・27年17号・28年15号・29年18号・30年10号・31年12号・令和2年17号・3年16号・4年6号・5年8号・6年9号・62号・95号・7年12号〕)

(こども・若者未来局)

第9条 こども・若者未来局における課及びセンターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

こども・若者政策課

- (1) 子ども・若者の健全育成及び子育て支援に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) こども計画及び子ども・子育て支援事業計画の立案及び調整に関すること。
- (3) 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(他の部課の主管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 相模原市子ども・子育て会議に関すること。
- (5) 子ども・若者未来基金の運用管理に関すること。
- (6) 児童福祉法に規定する児童福祉施設、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業に対する指導監査に関すること(健康福祉局の主管に属するものを除く。)
- (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園に対する指導監査に関すること。
- (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者に対する指導及び指導監査に関すること。
- (9) 認可外保育施設に対する指導監督に関すること。
- (10) 局の重要事務事業の進行管理に関すること。
- (11) 局の組織及び職員定数の調整に関すること。
- (12) 局の行政評価の総括に関すること。

- (13) 局の事務改善及び提案制度に関すること。
- (14) 局の予算及び決算に関すること。
- (15) 局職員の人事に関すること。
- (16) 局の内部統制に関すること。
- (17) 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。
- (18) 局内の総合調整に関すること。

放課後児童対策課

放課後児童対策に係る施策の企画、調査研究及び調整に関すること。

こども施設課

- (1) 児童厚生施設の運営及び整備に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (3) 放課後子ども教室事業に関すること。
- (4) こどもセンター、児童館及び市立児童クラブの管理運営に関すること。
- (5) 子育て広場事業に関すること。
- (6) 民間児童クラブへの助成に関すること。
- (7) 児童遊園の管理運営に関すること。
- (8) 子どもの広場の設置及び助成に関すること。

保育課

- (1) 小学校就学前の児童の教育・保育施策の企画、調査研究及び調整に関すること。
- (2) 認定こども園、保育所、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可等に関すること。
- (3) 子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに乳児等のための支援給付に係る特定乳児等通園支援事業者の確認等並びに特定子ども・子育て支援施設等の子育てのための施設等利用給付に係る確認、指導等に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定及び給付に関すること(保育認定に関するものを除く。)

- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関する事(保育認定に関するものを除く。)
- (6) 保育所及び市立認定こども園並びに児童保育園の利用者負担額等の徴収に関する事。
- (7) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する助成及び指導育成に関する事。
- (8) 市立保育所、市立認定こども園及び児童保育園の設置及び管理並びに運営指導に関する事。
- (9) 認可外保育施設に関する事(指導監督を除く。)
- (10) 病児保育事業に関する事。
- (11) 多様な集団活動利用支援事業に関する事。
- (12) 指定保育士養成施設に関する事。
- (13) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに児童保育園における児童の災害補償、保健衛生、栄養管理等に関する事。
- (14) 私立幼稚園(特定教育・保育施設であるものを除く。)に関する事。

子育て給付課

- (1) 子ども及び子育て家庭に関する医療・福祉支援施策の調査研究及び調整に関する事。
- (2) 相模原市医療費助成条例に規定する医療費助成事業に関する事(こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に関する事に限る。)
- (3) 児童手当の認定及び支給に関する事。
- (4) 児童扶養手当の認定及び支給に関する事。
- (5) ひとり親家庭等生活支援及びひとり親家庭等自立支援に関する事。
- (6) 母子父子寡婦福祉資金に関する事。
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する社会福祉事業の届出に関する事。

こども家庭課

- (1) 子ども及び子育て家庭に関する母子保健施策及び社会的養護施策の調査研究及び調整に関する事。

- (2) 相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(児童部会、児童権利擁護部会及び児童虐待検証部会に限る。)に関する事。
- (3) 要保護児童等の対策に関する事。
- (4) 児童福祉法に基づく措置等に係る支弁等に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (5) 児童福祉施設等の整備、設置認可及び助成(他の部課の主管に属するものを除く。)並びに里親の認定、登録等に関する事。
- (6) 前号に掲げるもののほか、児童の養護に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (7) 地域子ども・子育て支援事業に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (8) 児童福祉法に規定する社会福祉事業の届出に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (9) 子育て支援センターの総合調整に関する事。
- (10) 妊婦、産婦及び乳幼児の健康診査その他母子保健事業に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (11) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する養育医療に関する事。
- (12) 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療に関する事。
- (13) 相模原市小児慢性特定疾病審査会に関する事。
- (14) 障害者総合支援法に規定する自立支援医療(育成医療に限る。)に関する事。
- (15) 歯科保健事業(母子保健に係るものに限る。)の調査研究及び企画に関する事。
- (16) こども家庭支援部内の総合調整に関する事。

中央子育て支援センター

- (1) 児童福祉法及び母子保健法に規定するこども家庭センターに関する事。
- (2) 児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)の入所者

費用の決定に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)

- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定に関すること(保育認定に関するものに限る。)
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関すること(保育認定に関するものに限る。)
- (5) 母子・父子相談及び女性相談に関すること。
- (6) 児童と家庭に係る各種申請受付に関すること。
- (7) 発達及び障害に関する相談、判定、機能訓練等の実施並びに療育に必要な指導及び助言に関すること。
- (8) 地域保健事業(母子保健に係るものに限る。)の調査研究及び企画に関すること。
- (9) 栄養改善事業(母子保健に係るものに限る。)に関すること。
(追加〔平成29年規則18号〕、一部改正〔平成29年規則86号・30年88号・令和元年23号・2年17号・3年90号・4年6号・5年8号・6年9号・62号・7年12号・77号・8年11号〕)

(環境経済局)

第10条 環境経済局における課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

地域経済政策課

- (1) 地域経済の調査、情報収集及び分析に関すること。
- (2) 産業政策に係る調査研究及び企画調整に関すること。
- (3) 局の重要事務事業の進行管理に関すること。
- (4) 局の組織及び職員定数の調整に関すること。
- (5) 局の行政評価の総括に関すること。
- (6) 局の事務改善及び提案制度に関すること。
- (7) 局の予算及び決算に関すること。
- (8) 局職員の人事に関すること。
- (9) 局の内部統制に関すること。
- (10) 局の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。

- (1 1) 局内及び経済部内の総合調整に関すること。

産業支援・雇用対策課

- (1) 商業の推進に関すること。
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に関すること。
- (3) 相模原市大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- (4) 工業の振興に関すること。
- (5) 相模原市産業振興財団に関すること。
- (6) 中小企業の金融に関すること。
- (7) 商工会議所及び商工会との連絡調整に関すること。
- (8) 産業支援機関等との連絡調整に関すること。
- (9) 事業協同組合等に関すること。
- (10) 産業会館に関すること。
- (11) 雇用政策に係る調査研究及び企画調整並びに勤労者福祉施策の調査研究に関すること。
- (12) 勤労者の福利厚生及び文化に関すること。
- (13) 勤労者の融資等に関すること。
- (14) 若年者及び女性に対する就労支援に関すること。
- (15) 雇用対策及び離職者対策に関すること。
- (16) 相模原市総合就職支援センターに関すること。
- (17) 就職支援センターに関すること。
- (18) 勤労者総合福祉センターに関すること。
- (19) 労働団体等に関すること。
- (20) 相模原市勤労者福祉サービスセンターに関すること。
- (21) 相模原市駐留軍関係離職者等対策協議会に関すること。

創業支援・企業誘致推進課

- (1) 企業誘致に係る調査研究及び企画調整に関すること。
- (2) さがみはら産業集積促進方策の推進に関すること。
- (3) 工業地の開発及び工業地域における住宅開発の指導に関すること。
- (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に規定する届出、勧告等に関する

ること。

- (5) 産業集積促進基金の運用管理に関すること。
- (6) 相模原市企業立地等審査会に関すること。
- (7) 物流及び流通の調査研究に関すること。
- (8) 創業支援に関すること。
- (9) さがみはら産業創造センターに関すること。
- (10) イノベーションの創出促進に関すること。
- (11) 青年起業家育成基金の運用管理に関すること。

農政課

- (1) 農業及び漁業に係る施策の調査研究及び調整に関すること。
- (2) 農地中間管理事業に関すること。
- (3) 農業振興地域整備計画に関すること。
- (4) 農業及び漁業の振興に関すること。
- (5) 農産物の地産地消に関すること。
- (6) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に規定する農業経営基盤強化促進事業(市長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する規則(昭和56年相模原市規則第47号)第2条に規定する農業委員会に委任する事務を除く。)に関すること。
- (7) 農業団体との連絡調整に関すること。
- (8) 農作物の鳥獣被害対策に関すること(緑区役所の主管に属するものを除く。)
- (9) 農作物の病虫害防除に係る連絡調整に関すること。
- (10) 土地改良事業に関すること。
- (11) 農業施設に関すること。
- (12) 農業用の道路及び水路に関すること。
- (13) 家畜の防疫に関すること。
- (14) 畜産の環境衛生に関すること。
- (15) 市民農園に関すること。
- (16) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づく農業

委員会の委員の選任に関すること。

(17) 農業委員会との連絡に関すること。

(18) 相模原市農業協同組合及び神奈川つくい農業協同組合との連絡調整に関すること。

(19) 地方卸売市場との連絡調整に関すること。

(20) 神奈川食肉センターとの連絡調整に関すること。

(21) 農林物資の規格化等に関すること。

(22) 食品表示法(平成25年法律第70号)に規定する表示事項に関すること(保健所長事務委任規則(平成22年相模原市規則第95号)第25条の2に規定する保健所長に委任する事務を除く。)。

(23) 相模原市農業委員選考委員会に関すること。

ゼロカーボン推進課

(1) 環境の保全施策及び地球温暖化対策に係る企画、調査研究及び調整に関すること。

(2) 環境基本計画に関すること。

(3) 地球温暖化対策の推進に関すること。

(4) 相模原市環境審議会、相模原市地球温暖化対策推進会議及び相模原市環境影響評価審査会に関すること。

(5) 地球温暖化対策推進基金の運用管理に関すること。

(6) 環境影響評価に関すること。

(7) 環境教育に関すること。

(8) 環境保全団体等に関すること。

(9) 環境情報センターに関すること。

(10) 環境部内の総合調整に関すること。

環境保全課

(1) 大気の汚染、水質の汚濁、悪臭、土壌の汚染、騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)に係る規制及び指導に関すること。

(2) 大気汚染等の監視及び調査に関すること。

(3) 大気汚染等に係る苦情の処理に関すること。

- (4) 事業所における化学物質の適正管理の推進及び指導に関すること。
- (5) 自動車から排出される大気汚染物質の削減に関すること。
- (6) 土砂等の埋立て等に係る規制及び指導に関すること。
- (7) ペット霊園の設置の許可及び指導に関すること。

水みどり環境課

- (1) 緑地及び水辺環境の保全及び活用施策に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (2) 水とみどりの基本計画に関すること。
- (3) 自然環境の保全及び生物多様性の確保に関すること。
- (4) 相模原市水とみどりの審議会に関すること。
- (5) みどりのまちづくり基金、緑地保全基金及び中道志川トラスト基金の運用管理に関すること。
- (6) 緑地及び水辺環境の保全、再生、活用及び維持管理等に関すること。
- (7) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)に関すること。
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に関すること。
- (9) 相模原市まち・みどり公社に係る緑化推進事業に関すること。
- (10) 相模川ふれあい科学館に関すること。
- (11) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)における緑化施設に係る協議、指導、監督及び検査に関すること。
- (12) 里地里山の保全及び活用に関すること。
- (13) 緑地及び水辺環境に係る保全等活動団体に関すること。

公園課

- (1) 公園及び霊園の調査研究及び整備計画の策定に関すること。
- (2) 公園及び霊園の用地の選定並びに工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 公園及び霊園の設置、廃止及び変更に関すること。
- (4) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)における公園に係る協議、

指導、監督及び検査に関すること。

(5) 造園(建築物を除く。)の受託工事に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。

(6) 公園、霊園等の台帳の整備、保管及び縦覧に関すること。

(7) 公園(相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)第6条の2に規定する有料公園施設(動物広場ポニー乗馬場及び多目的室を除く。)及び相模原麻溝公園競技場等が存する一団の土地並びに都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定による許可に係る公園施設を除く。)及び霊園の維持管理並びに使用等の許可及び承認に関すること。

廃棄物政策課

(1) 廃棄物に係る施策の調査研究及び企画調整に関すること。

(2) 一般廃棄物処理計画に関すること。

(3) 庁用自動車(南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、相模台収集事務所及び津久井クリーンセンターが所管する車両に限る。)の安全管理等に関すること。

(4) 相模原市廃棄物減量等推進審議会に関すること。

資源循環推進課

(1) 家庭系廃棄物の減量化及び資源化に係る調査研究、計画及び実施の調整に関すること。

(2) 家庭系廃棄物の減量化、資源化及び資源循環意識の普及啓発に関すること。

(3) 分別収集計画に関すること。

(4) 資源の回収、中間処理、再商品化等に関すること。

(5) 集団資源回収に関すること。

(6) 剪定枝の資源化に関すること。

(7) リサイクルスクエアに関すること。

(8) 美化推進に関すること。

廃棄物指導課

(1) 産業廃棄物指導業務の調査研究に関すること。

- (2) 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督並びに熱回収施設設置者の認定に関すること。
- (4) 産業廃棄物排出事業者の指導監督に関すること。
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に規定する届出等に関すること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に規定する特定建設資材の再資源化等に関すること。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する関連事業者の登録、許可及び指導監督に関すること。
- (8) 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- (9) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)に規定する特定施設の整備計画への意見具申等に関すること。
- (10) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に規定する第二種フロン類回収業者の登録簿の閲覧等に関すること。
- (11) 事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に係る調査研究、計画及び実施の調整に関すること。
- (12) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る普及啓発、指導等に関すること。
- (13) 廃棄物の不法投棄防止等に関すること。
- (14) 有害使用済機器保管等業者の届出及び指導監督に関すること。
- (15) 相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会に関すること。

清掃施設課

- (1) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の調査研究及び整備計画の策定並びに用地の選定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の営繕に係る調査、設計、施工

及び監督に關すること。

(3) 一般廃棄物処理施設に係る大氣、水質等の測定及び分析に關すること
(他の部課の主管に屬するものを除く。)

(4) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の設置等の届出に關すること。

(5) 一般廃棄物処理施設及び清掃関連施設の管理(維持管理及び保守点検
を除く。)に關すること。

(6) 駅前公衆トイレの維持管理に關すること。

(一部改正〔平成20年規則26号・21年34号・83号・22年10号・
22号・23年10号・24年11号・25年16号・24号・26年1
7号・75号・27年17号・84号・108号・28年15号・29年
18号・30年10号・31年12号・令和2年17号・99号・108
号・3年16号・4年6号・5年8号・6年9号・7年12号・8年32
号〕)

(都市建設局)

第11条 都市建設局における課及び所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

都市建設総務課

(1) 局の重要事務事業の進行管理に關すること。

(2) 局の組織及び職員定数の調整に關すること。

(3) 局の行政評価の総括に關すること。

(4) 局の事務改善及び提案制度に關すること。

(5) 局の予算及び決算に關すること。

(6) 局職員の人事に關すること。

(7) 局の内部統制に關すること。

(8) 局の主管に屬する処分等に係る審査請求に關すること。

(9) 国土交通省所管の国庫補助事業(社会資本整備総合交付金の調整等)に
關すること。

(10) 国土交通省所管公共事業の評価等に關すること。

(11) 局内の総合調整に關すること。

技術監理課

- (1) 公共工事に係る技術監理に関すること。
- (2) 公共工事に係る研修の計画及び実施に関すること。
- (3) 工事等の検査に関すること。
- (4) 工事用資材等の検収に関すること。
- (5) 第3号に掲げるもののほか、工事等の検査に関し他の部課の主管に属しないこと。
- (6) 公共工事に伴う建設リサイクルに関すること。
- (7) 公共工事に係る設計積算事務の調整に関すること。
- (8) 土木工事に係る設計積算事務の審査及び指導に関すること。
- (9) 公共工事の入札等における技術的事項に関すること。
- (10) 国土交通省所管の国庫補助事業(会計実地検査等)に関すること。

麻溝台・新磯野まちづくり課

- (1) 土地区画整理事業(麻溝台・新磯野地区整備推進事業(麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業を除く。)に限る。)に係る推進及び促進に関すること。
- (2) 土地区画整理事業(当麻地区整備促進事業に限る。)に係る認可に関すること。
- (3) 麻溝台・新磯野地区整備推進事業地内(麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業地内を除く。)の住環境の保全に関すること。

麻溝台・新磯野区画整理事務所

- (1) 土地区画整理事業(麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に限る。)に係る推進に関すること。
- (2) 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業地内の住環境の保全に関すること。
- (3) 相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会に関すること。

リニアまちづくり課

- (1) 広域交流拠点整備計画に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の調査研究並びに事業の推進及び促進(橋本駅周辺

整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(3) 国道、都市計画道路及び市道の事業調整(橋本駅周辺整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(4) 国道、都市計画道路及び市道の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督(橋本駅周辺整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(5) 国道、都市計画道路及び市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定(橋本駅周辺整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(6) 道路整備に係る協定(橋本駅周辺整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(7) 取得用地の管理(橋本駅周辺整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(8) 道路の占用許可及び道路占用料の徴収(橋本駅周辺整備推進事業に係るものに限る。)に關すること。

(9) 都市再生緊急整備地域に關すること。

リニア拠点整備事務所

(1) 公共用地の取得及び処分(橋本駅周辺整備推進事業並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第9条に基づく中央新幹線(品川・名古屋間)工事実施計画に記載のある関東車両基地(仮称)及び相模川変電所(仮称)(以下「関東車両基地等」という。)の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(2) 公共用地の取得に伴う物件補償の算定(橋本駅周辺整備推進事業及び関東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(3) 県道及び市道の事業調整(関東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(4) 県道及び市道の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督(関東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(5) 県道及び市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定(関東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(6) 道路整備に係る協定(関東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限

る。)に關すること。

(7) 取得用地の管理(關東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(8) 道路の占用許可及び道路占用料の徴収(關東車両基地等の周辺整備事業に係るものに限る。)に關すること。

(9) リニア中央新幹線の建設促進に關すること。

(10) リニア中央新幹線対策に關すること。

相模原駅周辺まちづくり課

(1) 広域交流拠点整備計画に關すること。

(2) 相模原駅周辺地区の市街地開発事業の調査研究及び事業計画に關すること。

都市計画課

(1) 都市計画の調査研究、策定、指導及び推進に關すること。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に係る土地利用の計画及び推進に關すること。

(3) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進に關すること。

(4) 区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更に關すること。

(5) 都市施設の決定及び変更に關すること。

(6) 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可及び指導に關すること(他の部課の主管に属するものを除く。)

(7) 都市計画事業地内等における建築行為等の許可及び指導に關すること。

(8) 都市計画の決定及び変更のための土地の試掘等の許可に關すること。

(9) 都市計画に係る重要施策の企画及び総合調整に關すること。

(10) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する立地適正化計画に關すること。

(11) 都市の防災性の向上に關すること。

(12) 都市計画情報システムの調査研究に關すること。

(13) 生産緑地地区内の建築行為等の許可に關すること。

- (14) 特定生産緑地の指定に関する事。
- (15) 都市計画に係る市民参加の街づくりの推進に関する事。
- (16) 街づくり推進に係る新規制度等の調査研究に関する事。
- (17) 地区計画等及び建築協定の計画、指導及び推進に関する事。
- (18) 地区計画等の区域内における建築行為等の届出に関する事。
- (19) エリアマネジメントに関する事。
- (20) 相模原市都市計画審議会に関する事。
- (21) 都市計画の決定手続に係る公聴会の開催に関する事。
- (22) 相模原市街づくり審査会に関する事。
- (23) 神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)に関する事。
- (24) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する届出等に関する事。
- (25) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に規定する土地利用等に関する事。
- (26) 地籍調査に関する事。
- (27) 相模原市土地利用審査会に関する事。
- (28) まちづくり推進部内の総合調整に関する事。

建築政策課

- (1) 建築行政の企画及び調査研究に関する事。
- (2) 建築に係る総合相談に関する事。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する許可、認定(全体計画の認定に関するものを除く。)及び認可並びに指定(道路に関するものを除く。)に関する事。
- (4) 相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)に規定する許可及び認定に関する事。
- (5) 建築基準法(第9条を除く。)に規定する意見の聴取に関する事。
- (6) 建築許可手数料等の徴収に関する事。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する届出及び分

別解体等に関すること。

- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。第14条第1項から第3項までを除く。)に関すること。
- (9) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)に関すること。
- (10) 相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例(昭和62年相模原市条例第22号)に関すること。
- (11) 相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例(平成元年相模原市条例第31号)に関すること。
- (12) 建築紛争調整に関すること。
- (13) ワンルーム形式集合建築物に係る指導に関すること。
- (14) 相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例(平成元年相模原市条例第32号)に関すること。
- (15) 斎場の設置に関する指導基準に関すること。
- (16) 建築物の防災及び耐震に関すること。
- (17) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関すること。
- (18) マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)の規定に基づく総合設計制度の許可に関すること。
- (19) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく総合設計制度の許可に関すること。
- (20) 都市デザインに関すること。
- (21) 相模原市景観計画の指導及び推進に関すること。
- (22) 景観に係る市民参加の街づくりの支援に関すること。
- (23) 景観法(平成16年法律第110号)に基づく届出に関すること。
- (24) 屋外広告物(違反広告物の簡易除却を除く。)に関すること。
- (25) 相模原市建築審査会、相模原市ホテル等建築審議会、相模原市建築及び開発事業紛争調停委員会、相模原市屋外広告物審議会並びに相模原市景観審議会に関すること。

交通政策課

- (1) 総合交通体系及び交通施策に係る企画、調査研究、調整及び計画に関すること。
- (2) 鉄道、バス等の輸送力の増強促進・確保に関すること。
- (3) 小田急多摩線延伸の整備促進に関すること。
- (4) 生活交通の確保に関すること。
- (5) 駅舎及び駅周辺地域の計画及び整備に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (6) 駅舎の自由通路、路線バス折返し場等の管理に関すること。
- (7) 都市交通施設整備基金の運用管理に関すること。
- (8) 交通関係機関との交通施策に係る連絡調整に関すること。

開発調整課

- (1) 相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号)に関すること。
- (2) 都市計画法に規定する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整に関すること。
- (3) 都市計画法に規定する開発行為の許可、証明及び承認に関すること。
- (4) 開発行為の違反防止に関すること。
- (5) 開発登録簿の管理に関すること。
- (6) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定する優良な宅地の認定等に関すること。
- (7) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく市街化区域農地の計画的な宅地化等の認定等に関すること。
- (8) 相模原市開発審査会に関すること。
- (9) 宅地耐震化推進事業に関すること。
- (10) 宅地防災対策工事助成金に関すること。
- (11) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。第13号において「盛土規制法」という。)に規定する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(次号において「宅地造成等」という。)に係る工事の許可、検

査及び届出に関すること。

(1 2) 宅地造成等の違反防止に関すること。

(1 3) 盛土規制法に規定する基礎調査に関すること。

建築審査課

(1) 相模原市建築基準条例に関すること(許可及び認定に関するものを除く。)。

(2) 建築基準法に規定する審査、確認、認定(全体計画の認定に関するものに限る。)及び検査並びに建築物等に係る協議及び指導に関すること。

(3) 建築基準法に規定する仮使用の認定に関すること。

(4) 建築基準法に規定する道路に関すること。

(5) 建築確認申請手数料等の徴収に関すること。

(6) 建築基準法第 9 条に規定する意見の聴取に関すること。

(7) 建築物の違反防止、違反建築物の調査、是正指導及び措置に関すること。

(8) 建築物、建築設備等の定期報告に関すること。

(9) 租税特別措置法に規定する優良な住宅及び良質な住宅の認定に関すること。

(1 0) 建築物の防災に関すること。

(1 1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 4 条第 1 項から第 3 項までの規定に関すること。

(1 2) 建築基準法第 1 6 条の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事への報告に関すること。

(1 3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅の建築等計画の認定に関すること。

(1 4) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 2 4 年法律第 8 4 号)に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。

(1 5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)に規定する建築物エネルギー消費性能に関する適合性判定及び向上計画等の認定に関すること。

- (16) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する事。

住宅課

- (1) 総合的住宅施策の調査研究、計画及び推進に関する事。
- (2) 民間賃貸住宅に係る相談及び入居支援に関する事。
- (3) 空家等対策の調査研究及び調整に関する事。
- (4) 空家等対策計画に関する事。
- (5) 相模原市空家等対策協議会に関する事。
- (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に関する事。
- (7) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に関する事。
- (8) マンションの再生等の円滑化に関する法律に関する事(総合設計制度の許可に関する事を除く。)
- (9) 市営住宅に係る施策の調査研究及び計画に関する事。
- (10) 市営住宅の整備に関する事。
- (11) 市営住宅の管理運営に関する事。
- (12) 相模原市住宅審議会に関する事。

都市整備課

- (1) 市街地開発事業(他の部課の主管に属するものを除く。)の調査研究、調整及び事業計画の策定並びに事業の指導及び施行に関する事。
- (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の許可及び認可に関する事。
- (3) 優良建築物等整備事業に関する事。
- (4) 市街地再開発事業等により整備された自由通路等の維持管理に関する事。
- (5) 市街地整備基金の運用管理に関する事。
- (6) 土地区画整理事業(他の部課の主管に属するものを除く。)に係る推進及び促進に関する事。

- (7) 土地区画整理事業(他の部課の主管に属するものを除く。)に係る認可に関すること。
- (8) 当麻地区整備促進事業地内の住環境の保全及び改善に関すること。
- (9) 鵜野森地区整備促進事業地内の住環境の保全及び改善に関すること。
- (10) 都市計画法第53条に規定する土地区画整理事業施行区域内(都市計画施設の区域と重複する場合を除く。)における建築行為等の許可に関すること。
- (11) 圏央道相模原インターチェンジ及び圏央道相模原愛川インターチェンジ周辺の産業用地の創出に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)

道路計画課

- (1) 道路及び河川に係る施策の調整に関すること。
- (2) 道路及び河川に係る風水害等の対策に関すること。
- (3) 指定区間国道の事業調整及び費用負担に関すること。
- (4) 高速自動車国道(中央自動車道)の事業調整に関すること。
- (5) 国道等の整備促進に係る関係諸団体との連絡調整及び要請に関すること。
- (6) 道路に係る調査研究及び計画に関すること。
- (7) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)における道路に係る協議、指導及び検査に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (8) 道路部内の総合調整に関すること。

路政課

- (1) 道路の認定、区域決定、供用開始等に関すること。
- (2) 道路に係る不服申立て及び道路管理^{かし}瑕疵に係る訴訟等に関すること。
- (3) 道路の通行禁止及び車両制限に関すること。
- (4) 道路台帳等の整備及び管理に関すること。
- (5) 電線共同溝に係る占用許可及び道路占用料の徴収に関すること。
- (6) 公共基準点の管理に関すること。
- (7) 道路に係る災害防除に関すること。

- (8) 道路の維持管理に係る予算、決算、調査等の取りまとめに関する事。
- (9) 道路情報管理システムに関する事。
- (1 0) 道路の維持管理の計画に関する事。
- (1 1) 道路の維持管理に係る土木事務所との総合調整に関する事。
- (1 2) 自転車対策に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (1 3) 市営自動車駐車場の設置及び管理に関する事。
- (1 4) 相模大野駅北口自転車駐車場道路橋の簡易な維持補修に関する事
(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (1 5) 駐車場整備地区における駐車場整備計画に関する事。
- (1 6) 路外駐車場の設置等の届出に関する事。
- (1 7) 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和 6 2 年
相模原市条例第 9 号)に関する事。

道路整備課

- (1) 国道(指定区間の国道を除く。次号から第 4 号までにおいて同じ。)、
県道、都市計画道路及び市道(整備計画のあるものに限る。ただし、交差点
改良及び幅員 1 2 m 未満の市道を除く。第 2 号及び第 3 号において同じ。)
の事業調整に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 国道、県道、都市計画道路及び市道の整備及び改良に係る調査、設計、
施工及び監督に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 国道、県道、都市計画道路及び市道の改良及び拡幅に係る道路区域の
確定に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 国道、県道、都市計画道路及び市道に係る受託の道路工事に関するこ
と(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (5) 道路整備に係る協定に関する事(他の部課の主管に属するものを除
く。)。
- (6) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る道路工事に関する事。
- (7) 駅前交通広場等の整備及び改良に関する事。
- (8) 取得用地の管理に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (9) 道路の占用許可及び道路占用料の徴収に関する事(他の部課の主管

に属するものを除く。)。

特定路線整備課

- (1) 県道 5 2 号相模原町田、都市計画道路城山津久井線及び都市計画道路相原大沢線(以下「特定路線」という。)の事業調整に関すること。
- (2) 特定路線の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 特定路線の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関すること。
- (4) 特定路線に係る協定に関すること。
- (5) 特定路線の取得用地の管理に関すること。
- (6) 特定路線の道路の占用許可及び道路占用料の徴収に関すること。

河川課

- (1) 河川に係る整備計画に関すること。
- (2) 国及び都県の管理する河川の整備促進に関すること。
- (3) 河川の維持管理等に関すること。
- (4) 河川の占用許可等及び占用料の徴収に関すること。
- (5) 河川台帳の整備及び管理に関すること。
- (6) 河川に係る用地の管理に関すること。
- (7) 河川の境界に関すること。
- (8) 河川の工事(災害復旧を含む。)に関すること。
- (9) 特定都市河川浸水被害対策法(平成 1 5 年法律第 7 7 号)に規定する流域水害対策計画(他の部課の主管に属するものを除く。)及び雨水浸透阻害行為の許可等に関すること。
- (1 0) 雨水貯留施設の調査、設計、施工及び監督並びに管理に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)。
- (1 1) 水路に係る施策の調整に関すること。
- (1 2) 公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)に規定する免許、許可、届出、認可等に関すること。

用地・補償課

- (1) 公共用地(道路部及び下水道部の主管に属する事業に係るものに限

る。)の取得(寄附道路、狭あい道路等を除く。)及び処分(廃道路敷を除く。)に関すること。

(2) 公共用地の取得に伴う物件補償の算定に関すること(リニア拠点整備事務所の主管に属するものを除く。)

(3) 公共用地の取得に伴う損失補償基準に関すること。

中央土木事務所

(1) 道路敷の引継ぎ、借受け等に関すること。

(2) 道路不正使用の防止に関すること。

(3) 道路管理瑕疵による事故に関すること。

(4) 道路の通行禁止及び車両制限に関すること。

(5) 公共基準点の管理に関すること(1級基準点及び2級基準点を除く。)

(6) 道路台帳等の整備及び管理に関すること。

(7) 道路の境界に関すること。

(8) 未登記道路等の取得に関すること。

(9) 廃道路敷の処分に関すること。

(10) 道路の占用許可並びに道路占用料及び路面復旧費の徴収に関すること。

(11) 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関すること。

(12) 占用工事及び道路管理者以外の者が行う道路工事(開発行為及び開発行為に準ずるものを除く。)の指導及び検査に関すること。

(13) 道路内の違反広告物、不法投棄及び放置自動車に関すること。

(14) 道路施設及び附属施設の維持管理に関すること。

(15) 道路の維持補修等(災害復旧を含む。)に関すること。

(16) 交通安全施設等整備に関すること。

(17) 寄附道路、狭あい道路等の用地取得及び整備に関すること。

(18) 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。

(19) 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関すること。

(20) 受託の道路整備に関すること。

- (2 1) 取得用地の管理に関する事。
- (2 2) 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。
- (2 3) 水路の境界に関する事。
- (2 4) 廃水路敷の処分にに関する事。

下水道経営課

- (1) 下水道事業に係る計画及び施策の調整に関する事。
- (2) 下水道及び簡易水道に係る風水害等の対策に関する事。
- (3) 相模原市下水道事業審議会に関する事。
- (4) 下水道の供用開始及び下水の処理開始に関する事。
- (5) 下水道事業の交付金等に関する事。
- (6) 下水道事業会計の予算及び決算に関する事。
- (7) 下水道事業の企業債に関する事。
- (8) 簡易水道事業及び下水道事業の収入及び支出の認証に関する事。
- (9) 簡易水道事業及び下水道事業の公金出納及びそれに係る検査に関する事。
- (10) 簡易水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関並びに下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (11) 下水道事業の資金運用及び一時借入金に関する事。
- (12) 下水道事業の固定資産台帳に関する事。
- (13) 下水道事業の物品出納及び保管に関する事。
- (14) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)における下水道に係る協議、指導及び検査に関する事(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (15) 下水道部内の総合調整に関する事。

下水道料金課

- (1) 排水設備工事にに関する事。
- (2) 指定下水道工事店に関する事。
- (3) 下水道使用料並びに下水道事業に係る受益者負担金及び受益者分担金に関する事。
- (4) 水洗化の促進及び助成に関する事。

- (5) 個人設置浄化槽に関すること。

下水道保全課

- (1) 公共下水道、排水路、ポンプ場及び雨水貯留施設の維持管理に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)
- (2) 公共下水道台帳等に関すること。
- (3) 公共下水道に係る特定事業場の検査等に関すること。
- (4) 下水道施設への接続等に係る申請、承認及び検査に関すること。

下水道整備課

- (1) 下水道事業に係る整備計画の実施に関すること。
- (2) 下水道事業に係る受託工事に関すること。
- (3) 公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置に関すること。
(一部改正〔平成20年規則26号・21年34号・62号・22年22号・108号・23年10号・24年11号・117号・25年24号・26年17号・69号・116号・27年17号・88号・28年15号・29年18号・30年10号・31年12号・令和元年10号・2年17号・3年16号・4年6号・5年8号・6年9号・7年12号・8年11号〕)

第3章 行政機関

(障害者更生相談所)

第12条 相模原市障害者更生相談所設置条例(平成21年相模原市条例第52号)

第1条の規定により設置された障害者更生相談所の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 身体障害者及び知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (2) 身体障害者及び知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 障害者総合支援法に基づく補装具費及び自立支援医療(更生医療に限る。)の支給に係る判定に関すること。

(追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和7年規則12号〕)

(福祉事務所)

第 13 条 相模原市福祉事務所設置条例(昭和 52 年相模原市条例第 24 号)第 1 条の規定により設置された福祉事務所に次の課及びセンターを置く。

(1) 緑福祉事務所

緑生活支援課	
緑高齢・障害者相談課	城山福祉相談センター
津久井高齢・障害者相談課	相模湖福祉相談センター
	藤野福祉相談センター
緑子育て支援センター	

(2) 中央福祉事務所

中央生活支援課	
中央高齢・障害者相談課	
中央子育て支援センター	

(3) 南福祉事務所

南生活支援課	
南高齢・障害者相談課	
南子育て支援センター	

2 緑生活支援課、中央生活支援課及び南生活支援課の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 生活保護法に規定する保護の決定、実施その他同法の施行に関すること。
- (2) 法外援護の支給に関すること。
- (3) 保健福祉サービスの連絡、調整等に関すること。

3 緑高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課、中央高齢・障害者相談課及び南高齢・障害者相談課の事務分掌は、この規則に別段の定めのあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法に規定する福祉の措置に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法に規定する福祉の措置に関すること。
- (3) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)に規定する福祉の措置に関すること。
- (4) 生活保護の相談、診療依頼書の発行及び法外援護の支給に関すること(緑高

齢・障害者相談課及び津久井高齢・障害者相談課に限る。)。

- 4 緑子育て支援センター、中央子育て支援センター及び南子育て支援センターの事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の利用に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用の要請等に関すること。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する福祉の措置に関すること。
- (4) 女性相談・支援に関すること。
- (5) 児童虐待の防止対策に関すること。
- (6) 育児支援家庭訪問事業に関すること。

(一部改正〔平成22年規則22号・25年24号・26年102号・27年17号・98号・29年18号・令和2年17号・3年16号・4年6号・6年9号・7年12号〕)

(保健所)

- 第14条 相模原市保健所及び保健センター条例(平成11年相模原市条例第37号)第1条の規定により設置された保健所に地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、衛生研究所、健康増進課、保健センター及び動物愛護センター準備室を置く。
- 2 衛生研究所の位置は、相模原市中央区富士見1丁目3番41号とする。
- 3 疾病対策課、生活衛生課、衛生研究所、健康増進課及び保健センターは保健衛生部に、動物愛護センター準備室は生活衛生課に属する。
- 4 地域保健課の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。
- (1) 地域保健に係る総合的な政策の調整等に関すること。
 - (2) 地域保健施策に係る調査研究に関すること。
 - (3) 保健医療に係る人材の育成及び資質の向上に関すること。
 - (4) 相模原市墓地等紛争調停委員会に関すること。
 - (5) 相模原市新型インフルエンザ等医療対策会議に関すること。
 - (6) 神奈川県公衆衛生協会相模原支部に関すること。

- (7) 医療法(昭和23年法律第205号)等に関する事。
 - (8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)等に関する事。
 - (9) 医師等医療関係技術者の免許に関する事。
 - (10) 麻薬取扱者の免許に関する事。
 - (11) 医療安全相談窓口にに関する事。
 - (12) 献血及び骨髓バンク事業の推進に関する事。
 - (13) 薬物乱用防止事業に関する事。
- 5 疾病対策課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 感染症対策に関する事(衛生研究所の主管に属するものを除く。)
 - (2) 予防接種事業に関する事。
 - (3) 難病対策に関する事。
 - (4) 相模原市感染症診査協議会に関する事。
 - (5) 相模原市予防接種問題協議会に関する事。
 - (6) 相模原市指定難病審査会に関する事。
 - (7) 被爆者援護に関する事。
- 6 生活衛生課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 食品衛生に関する事。
 - (2) 調理師等免許に関する事。
 - (3) 環境衛生に関する事。
 - (4) 専用水道等の衛生に関する事。
 - (5) 動物愛護センターに関する事。
 - (6) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防に関する事。
 - (7) 動物の愛護及び管理に関する事。
 - (8) 生活害虫等の相談に関する事。
 - (9) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に規定する墓地等の経営の許可等に関する事。
 - (10) 生活衛生関係団体等に関する事。

- 7 衛生研究所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 衛生及び環境保全に係る試験検査に関すること。
 - (2) 衛生に係る調査研究に関すること。
 - (3) 公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関すること。
 - (4) 衛生に係る研修指導に関すること。
 - (5) 感染症情報センターに関すること。
 - (6) 食品衛生検査信頼性確保業務に関すること。
- 8 健康増進課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 健康増進事業の調査研究及び企画に関すること。
 - (2) 受動喫煙防止対策に関すること。
 - (3) 成人保健事業の調査研究及び企画に関すること。
 - (4) 歯科保健事業の調査研究及び企画に関すること。
 - (5) 栄養改善事業の調査研究及び企画に関すること。
 - (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の企画及び調整に関すること。
 - (7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査、健康診査等の実施に関すること。
- 9 保健センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 地域保健事業の調査研究及び企画に関すること。
 - (2) 成人保健事業の実施に関すること。
 - (3) 栄養改善事業の実施に関すること。
 - (4) 特定保健指導の実施に関すること。
 - (5) 難病患者の保健事業等に関すること。

(一部改正〔平成20年規則26号・22年22号・24年11号・25年24号・26年17号・112号・123号・27年17号・29年18号・30年10号・103号・31年12号・令和2年17号・3年1号・16号・76号・5年8号・6年9号・7年12号・8年11号〕)

(児童相談所)

第15条 相模原市児童相談所設置条例(平成21年相模原市条例第51号)第1条の規定により設置された児童相談所に総務課、緑相談支援課、中央相談支援課、

南相談支援課及び養護課を置く。

2 児童相談所は、こども家庭支援部に属する。

3 総務課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 児童相談所内の総合調整に関すること。

(2) 里親、親子再統合、保健師指導等の専門支援に関すること。

4 緑相談支援課、中央相談支援課及び南相談支援課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 児童福祉法に規定する福祉の措置等に関すること。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に規定する福祉の措置等に関すること。

(3) 療育手帳(児童に係るものに限る。)に係る判定に関すること。

5 養護課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 一時保護児童の支援に関すること。

(2) 一時保護所の運営に関すること。

(追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和7年規則12号〕)

第4章 出先機関

(東京事務所)

第16条 各省庁その他諸機関等との連絡調整等を図るため、東京事務所を東京都千代田区平河町2丁目4番1号に置く。

2 東京事務所は、市長公室に属する。

3 東京事務所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各省庁その他諸機関等との連絡調整に関すること。

(2) 市政に関連のある情報及び資料の収集に関すること。

(3) 本市施策の紹介、宣伝等に関すること。

(4) 企業誘致に係る連絡調整に関すること。

(5) その他特命事項に関すること。

(一部改正〔平成21年規則34号・22年22号・25年24号・26年102号・29年18号・令和2年17号・4年6号・8年11号〕)

(公文書館)

第17条 相模原市立公文書館条例(平成26年相模原市条例第27号)第2条の規定により設置された公文書館は、情報公開・文書管理課に属する。

2 公文書館の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 歴史的公文書及び行政資料等の保存、利用、利用促進等に関すること。

(2) 公文書館の管理及び運営に関すること。

(追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和3年規則16号〕)

(市税事務所)

第18条 税務事務の一部を所掌させるため、次の各号に掲げる事務所を当該各号に定める位置に置く。

(1) 緑市税事務所 相模原市緑区西橋本5丁目3番21号

(2) 南市税事務所 相模原市南区相模大野5丁目31番1号

2 緑市税事務所及び南市税事務所は、財政局に属する。

3 緑市税事務所及び南市税事務所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更及び車台変更に係る申告の受付並びに標識の交付に関すること。

(2) 市税等に係る諸証明及び公簿等の閲覧並びに申請書、届出書その他の書類の受付に関すること。

(3) 市税等及びこれらに伴う徴収金の収納に関すること。

(4) 市税等の納付督促、滞納処分及び納税の猶予に関すること。

(5) 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。

(6) その他市税に係る相談に関すること。

(一部改正〔平成22年規則22号・25年19号・24号・26年17号・102号・29年18号・令和4年6号・6年9号〕)

(消費生活センター)

第19条 相模原市消費生活センター条例(平成27年相模原市条例第84号)第2条の規定により設置された消費生活総合センターは、市民局に属する。

2 消費生活総合センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 消費生活に係る調査研究並びに事業の実施及び調整に関すること。

(2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 消費生活基本計画に関すること。
- (4) 消費者教育の推進に関すること。
- (5) 相模原市消費生活審議会に関すること。
- (6) 消費生活に係る相談に関すること。
- (7) 消費者の保護に係る事業者の指導に関すること。
- (8) 消費者団体の指導及び連絡に関すること。
- (9) 計量に関すること。
- (10) 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に規定する表示監視に関すること。
- (11) 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)に関すること。
- (12) シティ・プラザはしもとの維持管理及び秩序保持に関すること。

(追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和3年規則16号〕)

(さがみはら国際交流ラウンジ)

第20条 国際交流、国際化及び多文化共生に係る事務の一部を所掌させるため、相模原市中央区鹿沼台1丁目9番15号にさがみはら国際交流ラウンジを置く。

- 2 さがみはら国際交流ラウンジは、国際課に属する。
- 3 さがみはら国際交流ラウンジの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 多文化理解の推進に関すること。
 - (2) 多文化共生の推進に向けた日常生活の支援、情報提供等に関すること。

(追加〔令和5年規則8号〕)

(相模原市民ギャラリー)

第21条 相模原市立相模原市民ギャラリー条例(平成9年相模原市条例第9号)第2条の規定により設置された相模原市民ギャラリーは、文化振興課に属する。

2 相模原市民ギャラリーの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 相模原市民ギャラリーの管理及び運営に関する事。
- (2) 美術文化の振興を図るための事業の実施に関する事。
- (3) 美術品等の収集、管理及び展示に関する事(文化振興課の主管に属するものを除く。)

(一部改正〔平成22年規則22号・25年24号・26年102号・27年17号・29年18号・31年12号・令和2年17号・5年8号〕)

(アートラボはしもと)

第22条 文化芸術の振興に関する事務の一部を所掌させるため、相模原市緑区大山町1番43号にアートラボはしもとを置く。

- 2 アートラボはしもとは、文化振興課に属する。
- 3 アートラボはしもとの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 美術・芸術による教育の普及に関する事。
 - (2) 美術・芸術によるまちづくりに関する事。

(追加〔平成24年規則11号〕、一部改正〔平成25年規則24号・26年102号・27年17号・29年18号・令和2年17号・5年8号〕)

(視覚障害者情報センター)

第23条 相模原市立視覚障害者情報センター条例(平成28年相模原市条例第67号)第2条の規定により設置された視覚障害者情報センターは、高齢・障害者福祉課に属する。

- 2 視覚障害者情報センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 点字刊行物等の製作、利用等に関する事。
 - (2) 点訳等を行う者の養成及び派遣に関する事。
 - (3) 点字刊行物等の普及の促進に関する事。
 - (4) 視覚障害者情報センターの管理及び運営に関する事。

(追加〔平成29年規則18号〕、一部改正〔令和2年規則17号・5年8号〕)

(高齢・障害者相談課)

第24条 福祉に係る事務の一部を所掌させるため、次の各号に掲げる課及びセンターを当該各号に定める位置に置く。

- (1) 緑高齢・障害者相談課 相模原市緑区西橋本5丁目3番21号
 - (2) 城山福祉相談センター 相模原市緑区久保沢1丁目3番1号
 - (3) 津久井高齢・障害者相談課 相模原市緑区中野613番地2
 - (4) 相模湖福祉相談センター 相模原市緑区与瀬896番地
 - (5) 藤野福祉相談センター 相模原市緑区小淵2000番地
 - (6) 南高齢・障害者相談課 相模原市南区相模大野6丁目22番1号
- 2 緑高齢・障害者相談課、津久井高齢・障害者相談課及び南高齢・障害者相談課は地域包括ケア推進部に、城山福祉相談センターは緑高齢・障害者相談課に、相模湖福祉相談センター及び藤野福祉相談センターは津久井高齢・障害者相談課に属する。
- 3 緑高齢・障害者相談課の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。
- (1) 高齢者福祉及び障害者福祉に係る相談、各種申請受付及びサービスに関すること。
 - (2) 地域包括ケアの支援に関すること。
 - (3) 地域包括支援センターの支援に関すること。
 - (4) 認知症の相談及び支援に関すること。
 - (5) 高齢者及び障害者の権利擁護及び虐待防止に関すること(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に規定する養護者に関するものに限る。)。
 - (6) 老人福祉施設入所者の入所費用の決定に関すること。
 - (7) 介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の実施に関すること。
 - (8) 介護保険に係る各種申請受付等に関すること。
 - (9) 居宅(介護予防)サービス計画作成及び介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関すること。
 - (10) 地域密着型サービスに係る運営推進会議に関すること。
 - (11) 後期高齢者医療に係る資格確認書等の交付申請書及び療養費、高額療養費等の支給申請書の受付に関すること。

- (12) 障害者に対する障害福祉サービス費等、相談支援給付費等及び補装具費の支給の決定に関する事。
 - (13) 障害者に対する地域生活支援事業の支給の決定に関する事。
 - (14) 自立支援医療(更生医療に限る。)及び療養介護医療の支給認定に関する事。
 - (15) 障害児に対する障害児通所給付費等の支給の決定に関する事。
 - (16) 重度障害者等福祉手当の決定に関する事。
 - (17) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の申請受付に関する事。
 - (18) 精神保健福祉相談及び保健指導に関する事。
 - (19) 精神障害者の社会参加促進に関する事。
 - (20) 精神障害者の地域支援に関する事。
 - (21) 精神科医療援護に関する事。
 - (22) 介護保険料の収納に関する事。
 - (23) 後期高齢者医療に係る保険料の収納に関する事。
 - (24) 地域福祉に関する事。
 - (25) 高齢者生きがい対策事業に関する事。
- 4 津久井高齢・障害者相談課の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるもの及びおおむね前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 津久井老人福祉センター及び地域福祉センターの管理に関する事。
 - (2) 津久井保健センターの管理に関する事。
 - (3) さがみ湖リフレッシュセンターに関する事。
- 5 南高齢・障害者相談課の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね第3項第1号から第21号までに掲げるものとする。
- (追加〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成24年規則11号・25年19号・24号・26年102号・27年17号・29年18号・31年12号・令和2年17号・4年6号・5年8号・6年95号・7年12号〕)
- (生活支援課)

第25条 生活困窮者等に係る事務の一部を所掌させるため、次の各号に掲げる課を当該各号に定める位置に置く。

(1) 緑生活支援課 相模原市緑区西橋本5丁目3番21号

(2) 南生活支援課 相模原市南区相模大野6丁目22番1号

2 緑生活支援課及び南生活支援課は、生活福祉部に属する。

3 緑生活支援課及び南生活支援課の事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

(1) ホームレスの自立支援の実施に関すること。

(2) 行旅死亡人の取扱いの決定に関すること。

(3) 生活困窮者自立支援法に規定する支援の実施その他同法の施行に関すること。

(4) 包括的支援体制の整備における重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業の実施に関すること。

(5) 南保健福祉センターの管理に関すること(南生活支援課に限る。)

(追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和4年規則6号・5年8号・7年12号〕)

(国民健康保険診療所)

第26条 相模原市国民健康保険診療所条例(平成17年相模原市条例第117号)の規定により設置された国民健康保険診療所は、医療政策課に属する。

2 国民健康保険診療所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 診療所の維持管理及び運営に関すること。

(2) 診療に関すること。

(3) 診療報酬の請求に関すること。

(4) 調剤及び製剤に関すること。

(5) 使用料及び手数料の請求及び収納に関すること。

(6) 医療器材器具及び備品の管理に関すること。

(7) 健康管理相談及び指導に関すること。

(追加〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成24年規則11号・25年24号・26年102号・27年17号・29年18号・令和2年17

号・4年6号・5年8号〕)

(青少年学習センター)

第27条 相模原市立青少年学習センター条例(平成10年相模原市条例第33号)

第2条の規定により設置された青少年学習センターにこども・若者応援課を置く。

- 2 こども・若者応援課は、こども・若者未来局に属する。
- 3 こども・若者応援課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 子ども・若者の育成支援に係る調査研究及び実施に関すること。
 - (2) 子どもの権利擁護に関すること。
 - (3) 子どもの貧困対策に関すること。
 - (4) 相模原市青少年問題協議会に関すること。
 - (5) 青少年に係る社会環境健全化活動に関すること。
 - (6) 青少年健全育成組織に関すること。
 - (7) 青少年指導委員に関すること。
 - (8) 青少年及び青少年団体の指導及び育成に関すること。
 - (9) 青少年指導者の養成に関すること。
 - (10) 青少年学習センターの維持管理及び秩序維持に関すること。
 - (11) 青少年学習センター運営の調査研究に関すること。
 - (12) 青少年学習センターの利用承認等に関すること。
 - (13) 青少年学習センターの使用料の減免及び還付の決定に関すること。
 - (14) 青少年学習センターの各種事業の実施に関すること。

(追加〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成23年規則10号・24年11号・25年20号・24号・26年102号・27年17号・29年18号・令和2年17号・4年6号・5年8号・7年12号〕)

(保育所及び児童保育園)

第28条 相模原市立保育所設置条例(昭和28年相模原市条例第16号)第1条の

規定により設置された保育所及び相模原市立児童保育園条例(平成17年相模原市条例第99号)第1条の規定により設置された児童保育園は、保育課に属する。

- 2 保育所の事務分掌は、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び乳児等支援給付認定に係る乳児又は幼児を保育することとする。

- 3 児童保育園の事務分掌は、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することとする。

(追加〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成24年規則11号・25年24号・26年102号・27年17号・29年18号・令和元年23号・2年17号・4年6号・5年8号・8年11号〕)

(認定こども園)

第29条 相模原市立認定こども園条例(平成26年相模原市条例第52号)第2条の規定により設置された認定こども園は、保育課に属する。

- 2 認定こども園の事務分掌は、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び乳児等支援給付認定に係る乳児又は幼児に対し、教育及び保育を行うこととする。

(追加〔平成27年規則17号〕、一部改正〔平成29年規則18号・令和元年23号・2年17号・4年6号・5年8号・8年11号〕)

(子育て支援センター)

第30条 児童福祉及び母子保健に係る事務の一部を所掌させるため、次の各号に掲げるセンターを当該各号に定める位置に置く。

(1) 緑子育て支援センター 相模原市緑区西橋本5丁目3番21号

(2) 南子育て支援センター 相模原市南区相模大野6丁目22番1号

- 2 緑子育て支援センター及び南子育て支援センターは、こども家庭支援部に属する。

- 3 緑子育て支援センター及び南子育て支援センターの事務分掌は、この規則に別段の定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

(1) 児童福祉法及び母子保健法に規定するこども家庭センターに関すること。

(2) 児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)の入所者費用の決定に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定に関すること(保育認定に関するものに限る。)

(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関すること(保育認定に関するものに限る。)

- (5) 母子・父子相談及び女性相談に関すること。
- (6) 児童と家庭に係る各種申請受付に関すること。
- (7) 発達及び障害に関する相談、判定、機能訓練等の実施並びに療育に必要な指導及び助言に関すること。
- (8) 地域保健事業(母子保健に係るものに限る。)の調査研究及び企画に関すること。
- (9) 栄養改善事業(母子保健に係るものに限る。)に関すること。

(全部改正〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成22年規則124号・23年67号・24年11号・25年19号・24号・26年102号・123号・27年17号・29年18号・令和元年23号・2年17号・4年6号・5年8号・7年12号〕)

(療育センター)

第31条 相模原市立療育センター条例(昭和50年相模原市条例第13号)第2条の規定により設置された療育センターに療育相談室、児童発達支援センター及び発達障害支援センターを置く。

2 療育センターは、こども家庭支援部に属する。

3 療育センターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 発達及び障害に関する相談、判定及び機能訓練等の実施並びに療育に必要な指導及び助言に関すること。
- (2) 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援及び援助に関すること。
- (3) 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項各号に規定する発達障害に関する専門的な支援並びに医療等の業務を行う関係機関及び民間団体等に対する発達障害についての情報提供等の実施に関すること。
- (4) 相模原市立療育センター再整備基本計画に関すること。
- (5) 療育センターの維持管理及び秩序保持に関すること。

(追加〔令和2年規則17号〕、一部改正〔令和4年規則6号・5年8号・6年9号・7年12号〕)

(森林政策課)

第32条 経済の振興等に係る事務の一部を所掌させるため、森林政策課を相模原

市緑区中野 6 3 3 番地に置く。

2 森林政策課は、経済部に属する。

3 森林政策課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 林業に係る施策の調査研究及び調整に関すること。

(2) さがみはら森林ビジョン審議会に関すること。

(3) 林業の振興に関すること。

(4) 林業団体との連絡調整に関すること。

(5) 林道に関すること。

(6) 林業施設に関すること。

(7) 森林整備計画に関すること。

(8) 森林の整備等に関すること。

(9) さがみはら津久井産材の利用促進に関すること。

(10) ダム対策及び周辺整備に関すること。

(11) 道志ダム関連地域環境整備基金の運用管理に関すること。

(全部改正〔平成 22 年規則 22 号〕、一部改正〔平成 24 年規則 11 号・
25 年 24 号・26 年 17 号・102 号・27 年 17 号・28 年 15 号・
29 年 18 号・31 年 12 号・令和 2 年 17 号・3 年 16 号・4 年 6 号・
5 年 8 号・7 年 12 号〕)

(津久井地域環境課)

第 33 条 環境の保全等に係る事務の一部を所掌させるため、津久井地域環境課を
相模原市緑区中野 6 3 3 番地に置く。

2 津久井地域環境課は、環境部に属する。

3 津久井地域環境課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 大気汚染等に係る規制及び指導に関すること。

(2) 大気汚染等の監視及び調査に関すること。

(3) 大気汚染等に係る苦情の処理に関すること。

(4) 事業所における化学物質の適正管理の推進及び指導に関すること。

(5) 土砂等の埋立て等に係る規制及び指導に関すること。

(6) ペット霊園の設置の許可及び指導に関すること。

- (7) 岩石の採取計画及び砂利の採取計画の認可等に関すること。
- (8) 水とみどりの基本計画に基づく施設等の管理に関すること。
- (9) 緑地及び水辺環境の保全、再生、活用及び維持管理等に関すること。
- (10) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)における公園及び緑化施設に係る協議、指導、監督及び検査に関すること。
- (11) 里地里山の保全及び活用に関すること。
- (12) 公園の用地の選定並びに工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (13) 造園(建築物を除く。)の受託工事に係る調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (14) 公園の台帳の整備、保管及び縦覧に関すること。
- (15) 公園(津久井又野公園及び相模湖林間公園の有料公園施設並びに都市公園法第5条第1項の規定による許可に係る公園施設を除く。)の維持管理並びに使用等の許可及び承認に関すること。
- (16) 自然環境保全地域の届出等に関すること。
- (17) 県立自然公園の許可等に関すること。
- (18) 水辺環境等に係る保全等活動団体に関すること。

(一部改正〔平成20年規則26号・21年34号・22年22号・23年10号・24年11号・25年24号・26年17号・102号・27年17号・108号・28年15号・29年18号・令和2年17号・4年6号・5年8号・7年12号〕)

(清掃工場)

第34条 相模原市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第5号)の規定により設置された清掃工場に、次の班を置く。

- (1) 南清掃工場 処分地班及び南粗大ごみ事務所
- (2) 北清掃工場 粗大ごみ処理班及び北粗大ごみ事務所

2 清掃工場は、環境部に属する。

3 南清掃工場の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の処分に関すること。
- (2) 清掃工場の維持管理及び保守点検に関すること。

- (3) 清掃工場に係る大気、水質、ごみ等の測定及び分析に関すること。
 - (4) 事業用機器、資材等の管理に関すること。
 - (5) 発電所に関すること。
 - (6) 一般廃棄物の搬入承認に関すること。
 - (7) 産業廃棄物の搬入承認に関すること。
 - (8) 一般廃棄物処理手数料の徴収、減免、欠損処分等に関すること。
 - (9) 一般廃棄物最終処分場の維持管理及び保守点検に関すること。
 - (10) 一般廃棄物最終処分場に係る水質等の測定及び分析に関すること。
 - (11) 南部粗大ごみ受入施設(相模原市南区麻溝台1524番地1)に関すること。
- 4 北清掃工場の事務分掌は、前項第1号から第8号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 粗大ごみの戸別収集に関すること。
 - (2) 北部粗大ごみ受入施設(相模原市緑区下九沢2083番地1)に関すること。
(一部改正〔平成20年規則26号・21年34号・22年22号・24年11号・25年24号・26年102号・27年98号・28年15号・29年18号・令和2年17号・4年6号・5年8号・7年12号〕)
- (環境事業所及び収集事務所)
- 第35条 廃棄物の処理をさせるため、次の各号に掲げる環境事業所及び収集事務所を当該各号に定める位置に置く。
- (1) 麻溝台環境事業所 相模原市南区麻溝台1524番地1
 - (2) 橋本台環境事業所 相模原市緑区橋本台2丁目14番23号
 - (3) 相模台収集事務所 相模原市南区麻溝台3丁目5番20号
- 2 麻溝台環境事業所及び橋本台環境事業所に収集第1班、収集第2班及び収集第3班を、相模台収集事務所に収集班を置く。
- 3 環境事業所及び収集事務所は、環境部に属する。
- 4 麻溝台環境事業所及び橋本台環境事業所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 一般廃棄物(粗大ごみ、し尿及び浄化槽汚泥等を除く。)の収集及び運搬に

関すること。

(2) 収集車の運行及び維持管理に関すること。

(3) 麻溝台環境事業所及び橋本台環境事業所の維持管理及び保守点検に関すること。

(4) 家庭系廃棄物の減量化及び資源化に係る普及啓発に関すること。

(5) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導等に関すること。

(6) 廃棄物の不法投棄防止等に関すること。

(7) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)におけるごみ・資源集積場所に係る協議等に関すること。

(8) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)に基づく使用済小型家電の回収等に関すること。

5 相模台収集事務所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。)の収集及び運搬に関すること。

(2) 収集車の運行及び維持管理に関すること。

(3) 相模台収集事務所の維持管理及び保守点検に関すること。

(4) 一般廃棄物の処理に係る受付等に関すること。

(5) 一般廃棄物処理手数料の徴収、減免、欠損処分等に関すること。

(6) 一般廃棄物に係る清掃思想の普及啓発に関すること。

(一部改正〔平成21年規則34号・22年22号・24年11号・25年24号・26年102号・27年98号・28年15号・29年18号・31年12号・令和2年17号・4年6号・5年8号・7年12号・8年11号〕)

(津久井クリーンセンター)

第36条 相模原市一般廃棄物処理施設の設置に関する条例の規定により設置された津久井クリーンセンターに、ごみ搬入受付班を置く。

2 津久井クリーンセンターは、環境部に属する。

3 津久井クリーンセンターの事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物(浄化槽汚泥等を除く。)の収集及び運搬に関する事。
- (2) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥等に限る。)の処分にに関する事。
- (3) 津久井クリーンセンターの維持管理及び保守点検に関する事。
- (4) 津久井クリーンセンターに係る大気、水質等の測定及び分析に関する事。
- (5) 一般廃棄物の搬入承認に関する事。
- (6) 一般廃棄物(し尿に限る。次号において同じ。)に係る清掃思想の普及及び啓発に関する事。
- (7) 一般廃棄物の処理に係る受付等に関する事。
- (8) 一般廃棄物処理手数料(浄化槽汚泥等を除く。)の徴収、減免、欠損処分等に関する事。
- (9) 家庭系廃棄物の減量化及び資源化に係る普及啓発に関する事。
- (10) 一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導に関する事。
- (11) 廃棄物の不法投棄防止等に関する事。
- (12) 浄化槽清掃に関する事。
- (13) 資源の保管及び再商品化に関する事。
- (14) 事業用機器、資材等の管理に関する事。
- (15) 開発行為(開発行為に準ずるものを含む。)におけるごみ・資源集積場所に係る協議等に関する事。

(一部改正〔平成20年規則26号・21年34号・22年22号・24年11号・25年24号・26年17号・27年98号・28年15号・29年18号・31年12号・令和2年17号・4年6号・5年8号・7年12号〕)

(土木事務所)

第37条 土木に係る事務の一部を所掌させるため、次の各号に掲げる事務所を当該各号に定める位置に置く。

- (1) 緑土木事務所 相模原市緑区西橋本5丁目3番21号
- (2) 津久井土木事務所 相模原市緑区中野633番地
- (3) 南土木事務所 相模原市南区相模大野5丁目31番1号

- 2 緑土木事務所、津久井土木事務所及び南土木事務所は、道路部に属する。
- 3 緑土木事務所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 道路敷の引継ぎ、借受け等に関する事。
 - (2) 道路不正使用の防止に関する事。
 - (3) 道路管理瑕疵による事故に関する事。
 - (4) 道路の通行禁止及び車両制限に関する事。
 - (5) 公共基準点の管理に関する事(1級基準点及び2級基準点を除く。)
 - (6) 道路台帳等の整備及び管理に関する事。
 - (7) 道路の境界に関する事。
 - (8) 未登記道路等の取得に関する事。
 - (9) 廃道路敷の処分に関する事。
 - (10) 道路の占用許可並びに道路占用料及び路面復旧費の徴収に関する事。
 - (11) 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事。
 - (12) 占用工事及び道路管理者以外の者が行う道路工事(開発行為及び開発行為に準ずるものを除く。)の指導及び検査に関する事。
 - (13) 道路内の違反広告物、不法投棄及び放置自動車に関する事。
 - (14) 道路施設及び附属施設の維持管理に関する事。
 - (15) 道路の維持補修等(災害復旧を含む。)に関する事。
 - (16) 交通安全施設等整備に関する事。
 - (17) 寄附道路、狭あい道路等の用地取得及び整備に関する事。
 - (18) 市道(他の部課の主管に属するものを除く。次号において同じ。)の整備及び改良に係る調査、設計、施工及び監督に関する事。
 - (19) 市道の改良及び拡幅に係る道路区域の確定に関する事。
 - (20) 受託の道路整備に関する事。
 - (21) 道路に係る災害防除に関する事。
 - (22) 取得用地の管理に関する事。
 - (23) 水路の維持管理(災害復旧を含む。)に関する事。
 - (24) 水路の境界に関する事。
 - (25) 廃水路敷の処分に関する事。

(26) 自転車対策(放置禁止区域外の放置自転車対策に限ることに限る。)に限ること。

4 津久井土木事務所の事務分掌は、前項各号(第21号を除く。)に掲げるもののほか、相模湖駅前広場及び藤野駅前広場の維持管理に限ることとする。

5 南土木事務所の事務分掌は、第3項第1号から第25号(第21号を除く。)までに掲げるものとする。

(全部改正〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成23年規則10号・24年11号・25年19号・24号・26年17号・27年17号・28年15号・76号・29年18号・30年10号・令和2年17号・99号・3年16号・4年6号・5年8号・6年9号・82号・7年12号・8年11号〕)

(津久井下水道事務所)

第38条 下水道、浄化槽及び簡易水道の整備及び維持管理に係る事務を所掌させるため、津久井下水道事務所を相模原市緑区中野633番地に置く。

2 津久井下水道事務所は、下水道部に属する。

3 津久井下水道事務所の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共下水道、排水路、ポンプ場及び雨水貯留施設の維持管理に限ること(他の部課の主管に属するものを除く。)

(2) 公共下水道台帳等に限ること。

(3) 公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置に限ること。

(4) 排水設備工事に限ること。

(5) 水洗化の促進及び助成に限ること。

(6) 下水道施設への接続等に係る申請、承認及び検査に限ること。

(7) 下水道事業に係る整備計画の実施に限ること。

(8) 下水道事業に係る受託工事に限ること。

(9) 市設置高度処理型浄化槽の整備及び維持管理に限ること。

(10) 農業集落排水処理施設の整備及び維持管理に限ること。

(11) 個人設置浄化槽に限ること。

(12) 簡易水道に係る施策の調整に限ること。

- (13) 相模原市簡易水道事業審議会に関すること。
- (14) 簡易水道施設の整備及び維持管理に関すること。
- (15) 簡易水道の料金等に関すること。
- (16) 小規模水道の支援に関すること。
- (17) 簡易水道事業会計に関すること。

(全部改正〔平成22年規則22号〕、一部改正〔平成24年規則11号・25年24号・26年17号・69号・28年15号・29年18号・令和2年17号・4年6号・5年8号・8年11号〕)

第5章 会計課

(会計課)

第39条 地方自治法第171条第5項の規定に基づき会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

2 会計課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)及び有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出負担行為の確認及び支出命令等の審査に関すること。
- (4) 小切手の振出し(指定金融機関への支払通知を含む。)及び公金振替に関すること。
- (5) 隔地払い及び口座振替に関すること。
- (6) 決算の調製に関すること。
- (7) 指定金融機関等に関すること。
- (8) 公共料金支払基金の運用管理に関すること。
- (9) 所得税の源泉徴収及び納入に関すること。

(一部改正〔平成21年規則34号・24年11号・25年24号・26年17号・29年18号・令和2年17号・4年6号・5年8号〕)

第6章 雑則

(主管事務の指定)

第40条 2以上の課等(第2章に規定する本庁機関のうち課、センター(課に置か

れたセンターを除く。)及び所(以下この項において「本庁機関の課等」という。)
並びに課相当組織(本庁機関の課等以外の組織であって、同章に規定する本庁機関
の部の直近下位に置かれた課に相当するものをいう。)、第3章に規定する行政機
関の障害者更生相談所、福祉事務所に置かれた課及びセンター(課に置かれたセン
ターを除く。)、保健所に置かれた課、所及びセンター並びに児童相談所に置かれ
た課、第4章に規定する出先機関(公室、局又は部に属するものに限る。)並びに
第5章に規定する会計課をいう。以下同じ。)に関連する事務については、その関
係の比較的多い課等で主管するものとする。

2 2以上の課等に関連する事務でその主管が明確でないものは、当該公室長、当
該局長又は当該部長が指定するものとする。

3 2以上の公室又は局に関連する事務でその主管が明確でないものは、市長が指
定するものとする。

(一部改正〔平成21年規則34号・22年22号・24年11号・25年
24号・26年17号・28年15号・29年18号・31年12号・令
和2年17号・4年6号・5年8号・7年12号・8年11号〕)

(臨時事務の主管)

第41条 臨時又は特殊な事務を処理する場合において繁忙かつ緊急なときは、市
長は特定の課又は職員を指定し、相互に援助させることができる。

(一部改正〔平成21年規則34号・24年11号・25年24号・26年
17号・29年18号・令和2年17号・4年6号・5年8号〕)

(班制)

第42条 課等の長は、当該課等において分掌する事務を班を設置することにより
処理することができる。

2 前項の設置については、人事・給与課長が指定した班を除き、あらかじめ人事・
給与課長に協議しなければならない。

(一部改正〔平成20年規則26号・21年34号・22年22号・24年
11号・25年24号・26年17号・29年18号・令和2年17号・
3年16号・4年6号・5年8号〕)

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 相模原市行政組織及び事務分掌規則(昭和61年相模原市規則第8号)は、廃止する。

附 則(平成19年8月1日規則第149号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年9月30日規則第160号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第26号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月30日規則第88号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日規則第3号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第34号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月1日規則第62号)

- この規則中第4条の表の改正規定は公布の日から、第9条の表の改正規定は平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日規則第83号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年1月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第22号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日規則第105号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成22年7月30日規則第108号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日規則第124号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第67号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第7条の表こども育成部の部こども青少年課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月26日規則第78号)

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年相模原市規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市職員及び教職員表彰規則の一部改正)

- 3 相模原市職員及び教職員表彰規則(昭和54年相模原市規則第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市物品規則の一部改正)

- 4 相模原市物品規則(平成4年相模原市規則第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

- 5 相模原市個人情報保護条例施行規則(平成17年相模原市規則第15号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年6月29日規則第80号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年7月2日規則第85号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年9月28日規則第90号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月4日規則第117号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日規則第120号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月14日規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月15日から施行する。

附 則(平成25年3月15日規則第19号)

この規則は、平成25年3月18日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第20号)

この規則は、平成25年3月21日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和43年相模原市規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市公文書管理規則の一部改正)

- 3 相模原市公文書管理規則(平成13年相模原市規則第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年4月30日規則第80号)

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成25年7月31日規則第84号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
の一部改正)

- 2 相模原市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和43年相模原市規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市職員及び教職員表彰規則の一部改正)

- 3 相模原市職員及び教職員表彰規則(昭和54年規則第31号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年5月30日規則第69号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成26年7月1日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年11月21日規則第112号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成26年12月22日規則第116号)

この規則は、平成26年12月24日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第123号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月28日規則第84号)

この規則は、平成27年5月29日から施行する。ただし、第9条の表資源循環部の部資源循環推進課の項(7)の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月30日規則第88号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規則第98号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日規則第108号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第125号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成12年相模原市規則第16号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(相模原市庁舎管理規則の一部改正)

- 3 相模原市庁舎管理規則(平成12年相模原市規則第23号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年12月22日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第18号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月25日規則第86号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第88号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日規則第102号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月28日規則第103号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第12号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月28日規則第10号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規則第23号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日規則第55号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月22日規則第82号)

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

附 則(令和2年9月30日規則第99号)

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年10月1日規則第108号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年1月8日規則第1号)

この規則は、令和3年1月12日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第16号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月10日規則第76号)

この規則は、令和3年6月11日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第90号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和3年12月20日規則第100号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月29日規則第64号)

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第62号抄)
(施行期日)

1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。

附 則(令和6年10月2日規則第82号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年11月29日規則第95号抄)
(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月30日規則第77号)

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日規則第11号抄)
(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月31日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。